

TPPに関する国民への説明会の説明者と参加者等について

1. TPP協定に関する説明会、総合的なTPP関連政策大綱に関する説明会

- (1) 開催日
平成27年10月9日、11月27日
- (2) 主催
農林水産省
- (3) 説明者
大臣、事務次官、農林水産審議官、官房長、総括審議官、本省局長、本省部長、審議官、本省課長等
- (4) 参加者
都道府県、農林水産関係団体、報道関係者
- (5) 説明内容
TPP大筋合意内容、総合的なTPP関連政策大綱（11月27日のみ）

2. TPP大筋合意に関するブロック説明会等

- (1) 開催日
平成27年10月15日～10月30日
- (2) 主催
農林水産省
- (3) 説明者
本省局長、本省部長、審議官、本省課長等
- (4) 参加者
各ブロック内の地方公共団体、農林水産関係団体、報道関係者、一般の参加申込者等
- (5) 説明内容
TPP大筋合意内容

3. 農政新時代キャラバン

- (1) 「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野の対策に関する説明会
 - ① 開催日
平成27年12月21日
 - ② 主催
農林水産省
 - ③ 説明者
大臣、事務次官、総括審議官、本省局長、本省課長等
 - ④ 参加者
都道府県、農林水産関係団体、報道関係者
 - ⑤ 説明内容

TPP 大筋合意内容及び「総合的な TPP 関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野の対策

(2) ブロック別説明会

- ① 開催日
平成28年1月7日～1月19日
- ② 主催
農林水産省
- ③ 説明者
副大臣、大臣政務官、事務次官、総括審議官、本省部長、審議官、本省課長等
- ④ 参加者
各ブロック内の地方公共団体、農林水産関係団体、報道関係者、一般の参加申込者等
- ⑤ 説明内容
TPP 大筋合意内容及び「総合的な TPP 関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野の対策

(3) 都道府県別説明会

- ① 開催日
平成28年1月14日～2月10日
- ② 主催
農林水産省
- ③ 説明者
事務次官、本省部長、審議官、本省課長、地方農政局部長等
- ④ 参加者
各都道府県内の地方公共団体、農林水産関係団体、報道関係者、一般の参加申込者等
- ⑤ 説明内容
TPP 大筋合意内容及び「総合的な TPP 関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野の対策

※「説明者」の項目で掲げる者全員が、それぞれの説明会に出席している訳ではない。

農林水産物・食品輸出の1兆円目標(2020年)時の品目別内訳

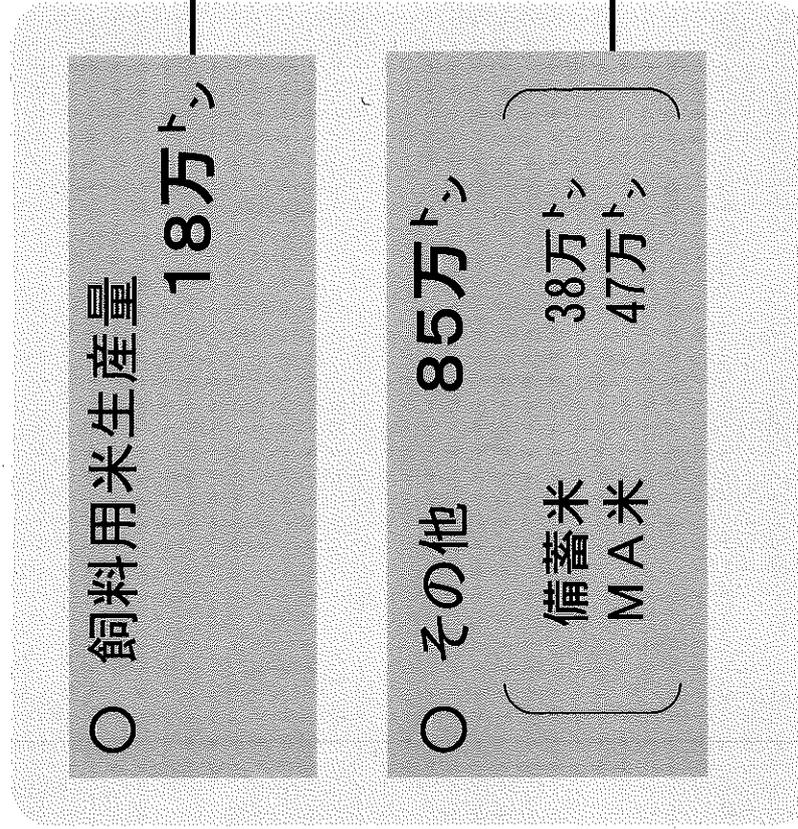
(単位:億円)

コメ・コメ加工品	600
青果物	250
花き	150
茶	150
牛肉	250
加工食品	5,000
林産物	250
水産物	3,500

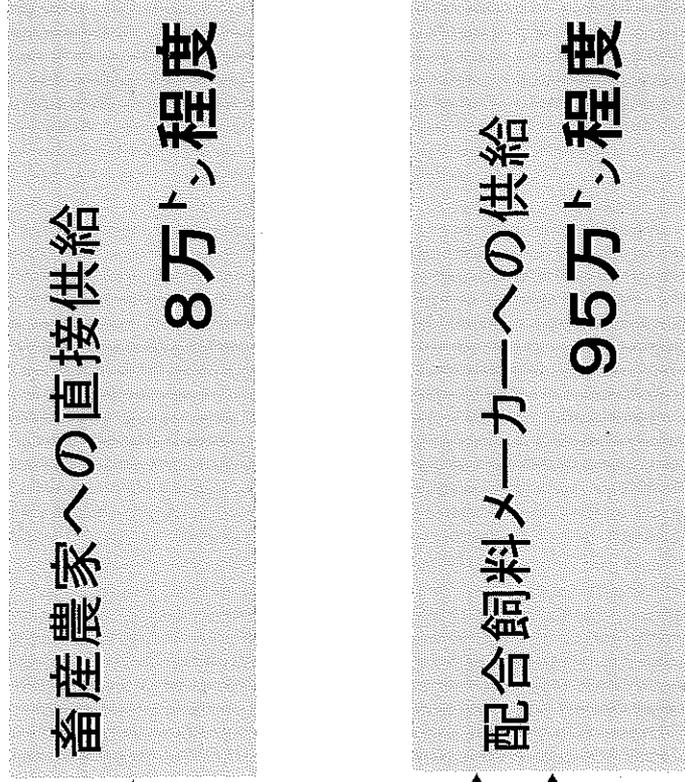
26年度の飼料用米の需要先について

【農林水産省政策統括官付穀物課】

【飼料用米供給】



【需要先】



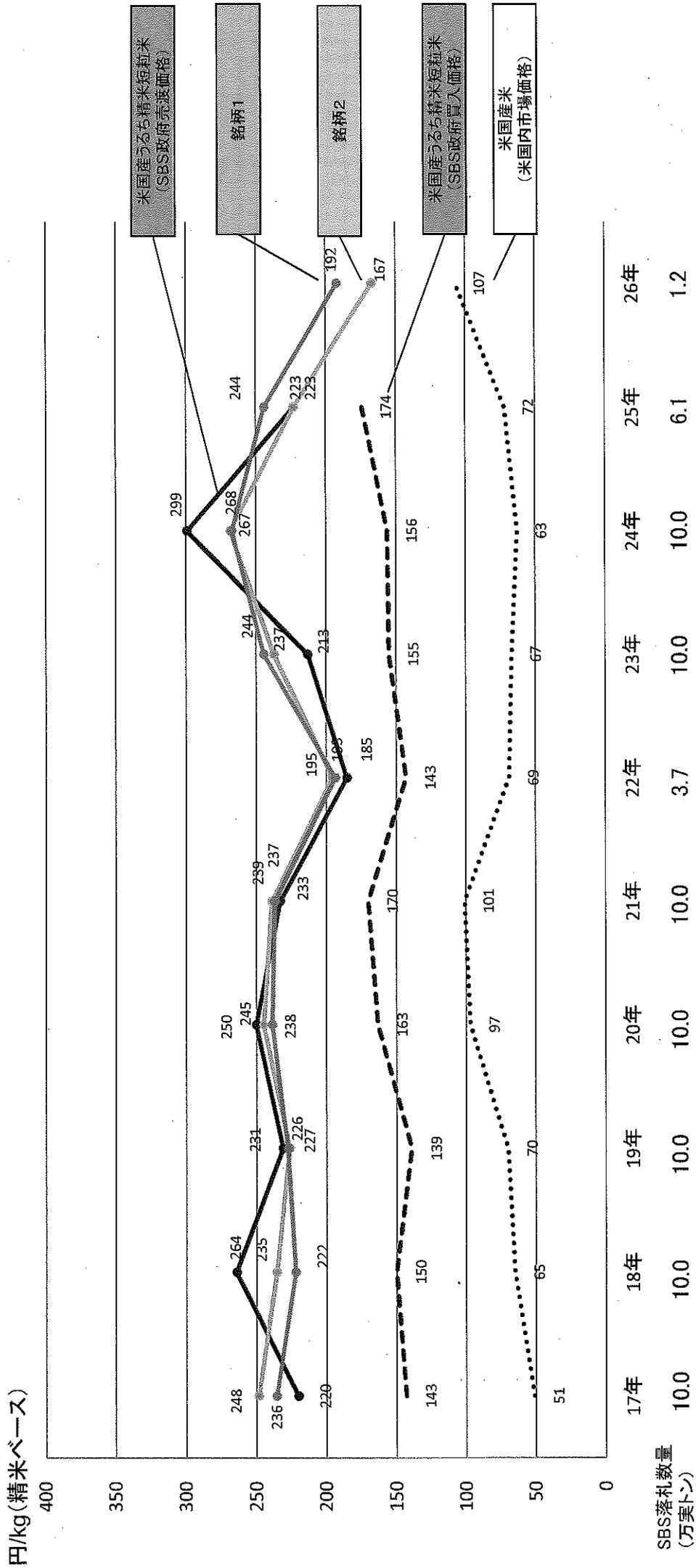
※ 配合飼料メーカーへの供給量であり、当該年度の使用量と一致しない。

飼料用米の今後の財政負担（機械的試算）について

◆ 水田活用の直接支払交付金のうち、飼料用米の作付に支払われる額の見込み・試算

生産量	単収	面積	面積当たり交付額	所要額
<p>平成37年度</p> <p>食料・農業・ 農村基本計画 の目標年度</p>	<p>530kg/10a</p> <p>(現在の標準単収)</p>	<p>21万ha</p> <p>(生産量/単収)</p>	<p>8万円/10a</p> <p>(現状)</p>	<p>1,660億円</p> <p>(機械的試算)</p>
<p>110万トン</p> <p>基本計画における 生産努力目標</p>	<p>759kg/10a</p> <p>(基本計画における単収)</p>	<p>14万ha</p> <p>(生産量/単収)</p>	<p>8万円/10a</p> <p>(現状)</p>	<p>1,160億円</p> <p>(機械的試算)</p>

□ SBSにより輸入される米は、低価格の国産米の価格水準を見据えて、国内に流通。



注1: 国産米の価格は、平成17年度以前はコメ価格センターの価格、18年度以降は相対取引価格。
 注2: コメ価格センター価格は、消費税等を含まないものであり、玄米の価格(年産ベース)を精米換算(とう精代等は含まない)したもの。
 注3: 相対取引価格は、消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格(年産ベース、当該年産の出回りに対する)を精米換算したもの。26年度については、27年4月までの価格を使用。
 注4: 米国産SBSの政府買入価格は港滞諸経費を含む。(加重平均価格)
 注5: 平成26年度は米国産うるち精米短粒米のSBS買入実績がないため、SBSの政府買入価格及び売渡価格のデータはなし。
 注6: 為替レートは、年平均のもの。「International Financial Statistics Yearbook」(国際通貨基金)。26年については、暫定的に東京三菱UFJのTTTSを使用。

1. 物品市場アクセス

<日本市場へのアクセス>

1 米：

(1) 米及び米粉等の国家貿易品目

① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（米の場合 341 円/kg）を維持。

② 米国、豪州にSBS方式の国別枠を設定。

米国：5万実トン（当初3年維持） → 7万実トン（13年目以降）

豪州：0.6万実トン（当初3年維持） → 0.84万実トン（13年目以降）

※国内の需要動向に即した輸入や実需者との実質的な直接取引を促進するため、我が国は、既存のWTO枠のミニマムアクセスの運用について見直しを行うこととし、既存の一般輸入の一部について、中粒種・加工用に限定したSBS方式（6万実トン）へ変更する予定。

(2) 米の調製品・加工品等（民間貿易品目）

一定の輸入がある米粉調製品等は関税を5～25%の削減とし、輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は関税を削減・撤廃。

2 麦：

(1) 小麦

① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（55 円/kg）を維持。

② 米国、豪州、カナダに国別枠を新設（計 19.2 万 t（当初） → 25.3 万 t（7 年目以降）・SBS方式）。

③ 既存のWTO枠内のマークアップ（政府が輸入する際に徴収している差益）を9年目までに45%削減し、新設する国別枠内のマークアップも同じ水準に設定。国別枠内に限り、主要5銘柄以外の小麦を輸入する場合にはマークアップを9年目までに50%削減した水準に設定。

④ 小麦製品については、小麦粉調製品等にTPP枠又は国別枠を新設（4.5 万 t（当初） → 6 万 t（6 年目以降））し、国家貿易制度で運用している小麦製品は、引き続き全て国家貿易制度で運用。また、マカロニ・スパゲティは、関税を9年目までに60%削減。

(2) 大麦

① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（39 円/kg）を維持。

② TPP枠を新設（2.5 万 t（当初） → 6.5 万 t（9 年目以降）・SBS方式）。

- ③ 既存のWTO枠内のマークアップを9年目までに45%削減し、新設するTPP枠内のマークアップも同じ水準に設定。
- ④ 麦芽については、現行の関税割当数量の範囲内において、米国、豪州、カナダの国別枠を設定（計18.9万t（当初）→20.1万t（11年目以降））。

3 甘味資源作物：

(1) 砂糖

- ① 粗糖・精製糖等については、現行の糖価調整制度を維持した上で、以下を措置。
 - ア 高糖度（糖度98.5度以上99.3度未満）の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。
 - イ 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入（粗糖・精製糖で500トン）を認める。
- ② 加糖調製品については、品目ごとにTPP枠を設定（計6.2万t（当初）→9.6万t（品目ごとに6～11年目以降））。

(2) でん粉

現行の糖価調整制度を維持した上で、以下を措置。

- ① 現行の関税割当数量の範囲内で、TPP枠を設定（7.5千t）。
- ② TPP参加国からの現行輸入量が少量のでん粉等（コンスターチ、ばれいしょでん粉等）については、国別枠を設定（計2.7千t（当初）→3.6千t（品目ごとに6～11年目以降））。

4 牛肉：

- (1) 関税撤廃を回避し、セーフガード付きで関税を削減。

〔 38.5%（現行）→27.5%（当初）→20%（10年目）→9%（16年目以降） 〕

- (2) セーフガード：

- ① 発動数量（年間）：59万t（当初）→69.6万t（10年目）→73.8万t（16年目）
（関税が20%を切る11年目以降5年間は四半期毎の発動数量も設定。）
- ② セーフガード税率：38.5%（当初）→30%（4年目）→20%（11年目）→18%（15年目）

16年目以降のセーフガード税率は、毎年1%ずつ削減（セーフガードが発動されれば次の年は削減されない）、4年間発動がなければ廃止。
 家畜疾病により輸入が3年以上実質的に停止された場合には、実質的解禁の時点から最長5年間不適用（当該条項により、米国・カナダには最長2018年1月末月まで不適用）。

5 豚肉：

- (1) 差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格（524円/kg）を維持。

(2) 従量税は関税撤廃を回避。

〔 従価税（現行 4.3%）：2.2%（当初）→ 0%（10年目以降）
従量税（現行 482 円/kg）：125 円/kg（当初）→ 50 円/kg（10年目以降） 〕

(3) セーフガード：輸入急増に対し、従量税を 100-70 円/kg に、従価税を 4.0-2.2% に、それぞれ戻すセーフガードを措置（11年目まで）。

6 乳製品：

(1) 脱脂粉乳・バター

① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（脱脂粉乳 21.3%+396 円/kg 等、バター 29.8%+985 円/kg 等）を維持。

② TPP 枠を設定（生乳換算）

脱脂粉乳 2万 659 t（当初） → 2万 4102 t（6年目以降）

（製品 3,188 t → 3,719 t に相当）

バター 3万 9341 t（当初） → 4万 5898 t（6年目以降）

（製品 3,188 t → 3,719 t に相当）

合計 6万 t（当初） → 7万 t（6年目以降）

(2) ホエイ

脱脂粉乳と競合する可能性が高いものについて、21年目までの長期の関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置。

(3) チーズ

① モッツァレラ、カマンベールなどについては、現行関税を維持。

② チェダー、ゴータ、クリームチーズ等については、16年目までの長期の関税撤廃期間を設定。

③ プロセスチーズについては少量の国別枠、シュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについては国産使用条件付き無税枠を設定。

7 5品目以外の農産物：

(1) 小豆及びいんげん豆については、枠内関税を撤廃するものの、枠外税率を維持。こんにゃく及びパイナップル缶詰については、枠外税率を 15%削減。いずれも関税割当制度を維持。

(2) このほか、鶏肉、鶏卵、オレンジジュース、りんご等一部の品目について、11年目まで又はそれを超える関税撤廃期間を設定。

(3) また、競走馬、オレンジについて、セーフガードを措置。

8 林産物：

(1) 輸入額又は近年の輸入額の伸びが大きいもの（マレーシア、NZ、カナダ、チ

リ及びベトナムからの合板並びにカナダからの製材)については、16年目までの長期の関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置。

(2) なお、違法に伐採された木材の貿易に対する規律についても合意。

9 水産物：

(1) あじ・さばについては12～16年目までの長期の関税撤廃期間を、主要なまぐろ類、主要なさけ・ます類、ぶり、するめいか等については11年目までの関税撤廃期間を、それぞれ設定。

(2) 海藻類（のり、こんぶ等）については、関税を15%削減。

(3) なお、現行の我が国の漁業補助金は、禁止補助金に該当せず、政策決定権を維持。

10 酒、たばこ及び塩：

(1) ボトルワインについては8年目、清酒、焼酎については11年目までの関税撤廃期間を設定。

(2) 紙巻たばこ（現在は、暫定税率で無税）については、協定税率として無税とする。葉巻たばこについては、11年目までの関税撤廃期間を設定。

(3) 精製塩については、11年目までの関税撤廃期間を設定。

<11ヶ国市場へのアクセス>

1. 農林水産品

我が国農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全て（牛肉、米、水産物、茶等）で関税撤廃を獲得。具体的には、以下の措置を獲得。

- ① 米国向けの牛肉については、15年目で関税が撤廃されるまでの間、現行の米国向け輸出実績の20～40倍（3,000t(当初)→6,250t(最終年)）に相当する数量の無税枠。
- ② 米国向けの米については、5年目で関税撤廃。
- ③ また、近年、輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、ブリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚・冷凍魚について、即時の関税撤廃。
- ④ 酒類については、全締約国において関税撤廃。特に、米国、カナダの清酒については、即時撤廃。

TPPにおける重要5品目等の

交渉結果

農林水産省

○農林水産物市場アクセス分野

農産物関連

米の合意内容	1
小麦の合意内容	2
大麦の合意内容	3
麦芽の合意内容	4
砂糖の合意内容	5
でん粉の合意内容	6
牛肉の合意内容	7
豚肉の合意内容	9
牛肉・豚肉関連分野の合意内容	11
脱脂粉乳・バターの合意内容	14
ホエイの合意内容	15
チーズの合意内容	16
乳製品分野の合意内容	17
鶏卵/鶏肉/軽種馬/天然はちみつの合意内容	19
軽種馬の合意内容	20
飼料分野の合意内容	21
豆類、こんにやく、茶の合意内容	22
園芸関連品目の合意内容	23

オレンジ（生果）の合意内容	24
オレンジ（生果）のセーフガードの概要	25
主な加工食品の合意内容	26

林産物関連

林産物の合意内容	27
主な木材製品の概要	29
林産物のセーフガードの概要	30

水産物関連

水産物の合意内容	31
----------	----

○テキスト分野

物品市場アクセス章の概要	34
--------------	----

○交換公文

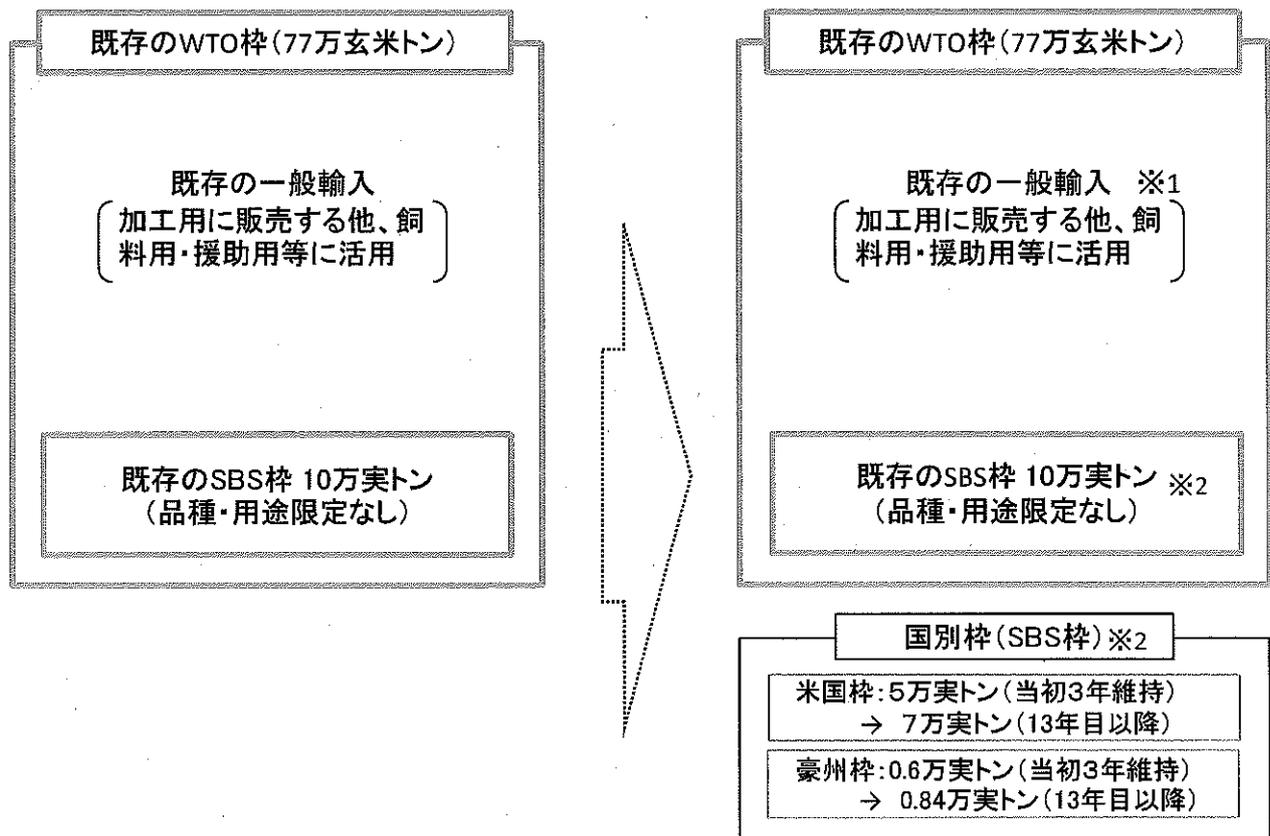
米の国別枠におけるSBS方式の運用	35
ホエイの数量セーフガードの運用	36
丸太輸出管理制度の運用について	37

米

米及び米粉等の国家貿易品目

■ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(米の場合341円/kg)を維持した上で、米国、豪州にSBS方式※の国別枠を設定。(国別枠は、米と米粉等の国貿品目を対象として一体的に運用。)

※注:SBS方式とは、国家貿易の下で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする売買方式。



(注)※1 国内の需要動向に即した輸入や実需者との実質的な直接取引を促進するため、我が国は、既存のWTO枠のミニマムアクセスの運用について見直しを行うこととし、既存の一般輸入の一部について、中粒種・加工用に限定したSBS方式(6万実トン)へ変更する予定。

※2 円滑な入札手続を行うため、透明性向上の観点から、SBSの運用方法の一部について、技術的な変更を行う予定。

米の調製品・加工品等(民間貿易品目)

■ 一定の輸入がある品目等は、関税を5~25%削減。(合計13品目)

- ・米粉調製品(加糖):23.8%→17.8%(▲25%・6年目)[TPP参加国からの輸入量:約1万6千トン(2011~13年平均)]
- ・米粉調製品(無糖):16.0%→13.6%(▲15%・4年目)[TPP参加国からの輸入量:約4千トン(2011~13年平均)]
- ・その他11品目 :▲5%の即時削減

■ 輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は、関税を削減・撤廃。(合計16品目)

- ・穀物加工品(粟粥等):21.3%→5.3%(▲75%・6年目)[TPP参加国からの輸入量:約130トン(2011~13年平均)]
- ・その他15品目:0~11年目で関税撤廃

小麦

- 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(55円/kg)を維持。
- 既存のWTO枠に加え、米国、豪州、カナダに国別枠を新設(国家貿易・SBS方式)。新設枠の数量は、7年目まで拡大。
- 既存のWTO枠内のマークアップ(政府が輸入する際に徴収している差益)を9年目までに45%削減し、新設する国別枠内のマークアップも同じ水準に設定。国別枠内に限り、主要5銘柄以外の小麦を輸入する場合にはマークアップを9年目までに50%削減した水準に設定。

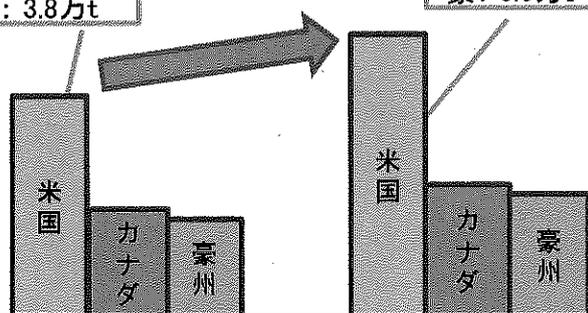
枠数量

マークアップ

既存のWTO枠数量:574万t

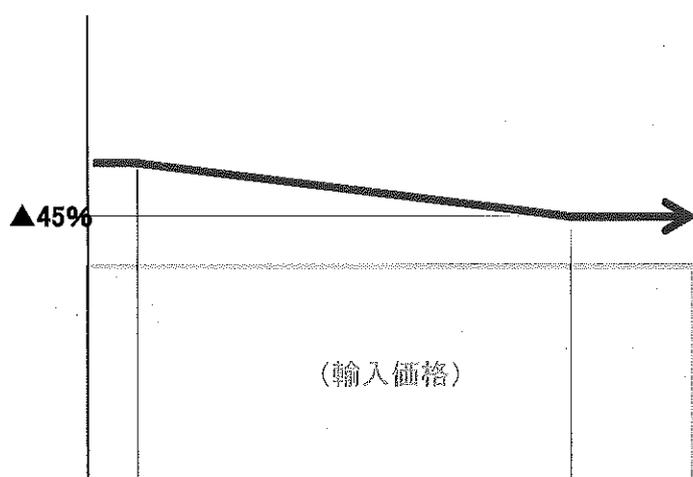
発効時
米: 11.4万t
加: 4.0万t
豪: 3.8万t

7年目
米: 15万t
加: 5.3万t
豪: 5.0万t



発効時

7年目



発効時

9年目

食糧用小麦(粒)の輸入量(2011~2013平均)

TPP参加国	米国	カナダ	豪州
543万t	310万t	135万t	98万t

出典:貿易統計

飼料用小麦:

現在は、国家貿易制度により輸入し、政府管理経費相当のマークアップを徴収(輸入量約50万ト)



食糧用への横流れ防止措置を講じた上でマークアップを徴収しない民間貿易に移行

出典:貿易統計

小麦製品の例

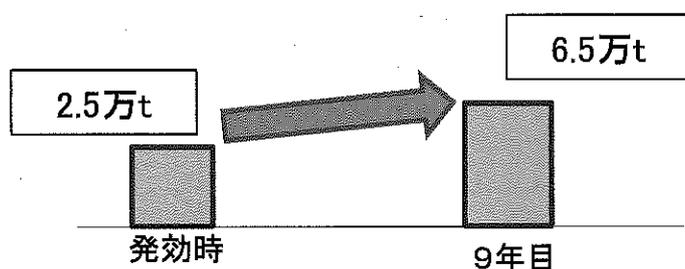
	税率	枠数量	輸入量(2011-2013平均)	
			TPP参加国	世界
いった小麦、小麦粉等(国家貿易品目)	枠内即時無税+マークアップ(枠外税率は維持)	(発効時) (6年目) 12.5千ト→17.5千ト	0.6千ト	3.7千ト
ベーカリー製品製造用小麦粉調製品	枠内即時無税(枠外税率は維持)	(発効時) (6年目) 17.3千ト→20千ト	17千ト	41千ト
その他小麦粉調製品	枠内即時無税(枠外税率は維持)	(発効時) (6年目) 15千ト→22.5千ト	24千ト	69千ト
マカロニ、スパゲティ	9年目までに60%削減	—	22千ト	136千ト
ビスケット	6年目に無税	—	8千ト	21千ト

大麦

- 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(39円/kg)を維持。
- 既存のWTO枠に加え、TPP枠を新設(国家貿易・SBS方式)。新設枠の数量は、9年目まで拡大。
- 既存のWTO枠内の輸入差益(マークアップ)を9年目までに45%削減し、新設するTPP枠内のマークアップも同じ水準に設定。

枠数量

既存のWTO枠数量: 136.9万t



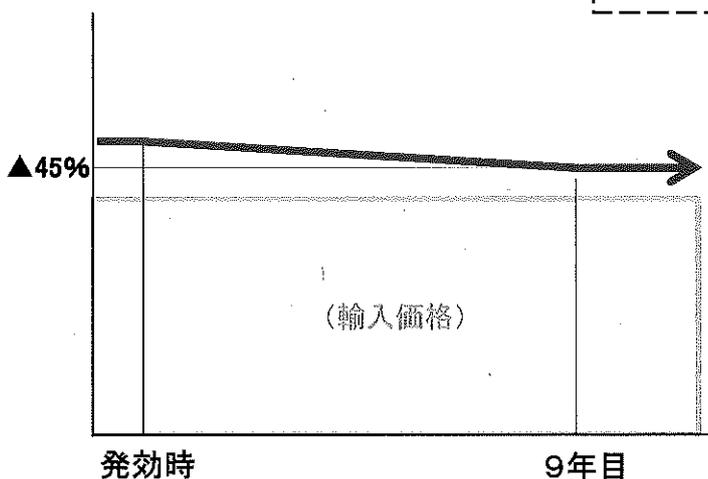
飼料用大麦:

現在は、国家貿易制度により輸入し、政府管理経費相当のマークアップを徴収(輸入量約100万t)



食糧用への横流れ防止措置を講じた上でマークアップを徴収しない民間貿易に移行

マークアップ



食糧用大麦(粒)の輸入量(2011~2013平均)

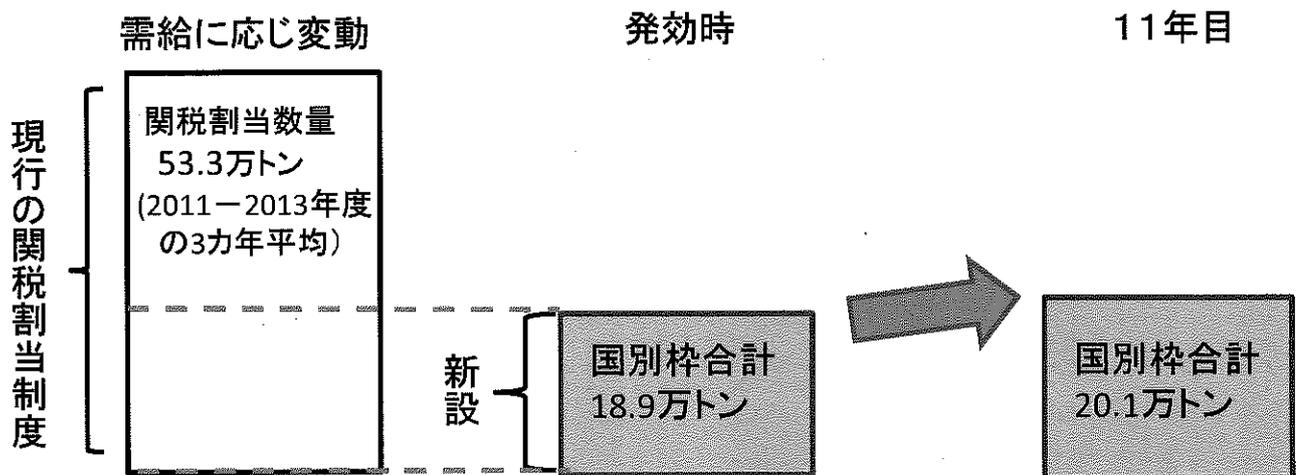
TPP参加国	豪州	カナダ	米国
22.4万t	17.6万t	4.6万t	0.2万t

出典: 貿易統計

麦芽

- 現行の関税割当制度、枠外税率(21.3円/kg)は維持。
- 需給動向に連動しない定量の国別枠を新設。

枠数量



【国別枠数量内訳】

	いってないもの		いったもの		国別枠計	
カナダ	発効時	89千トン	発効時	4千トン	発効時	93千トン
豪州	発効時	72千トン	発効時	3千トン	発効時	75千トン
米国	発効時	20千トン	発効時	0.7千トン	発効時	20.7千トン
	6年目	32千トン	11年目	1.05千トン	11年目	33.05千トン
計	発効時	181千トン	発効時	7.7千トン	発効時	188.7千トン
	6年目	193千トン	11年目	8.05千トン	11年目	201.05千トン

麦芽の輸入量(2011-2013平均)

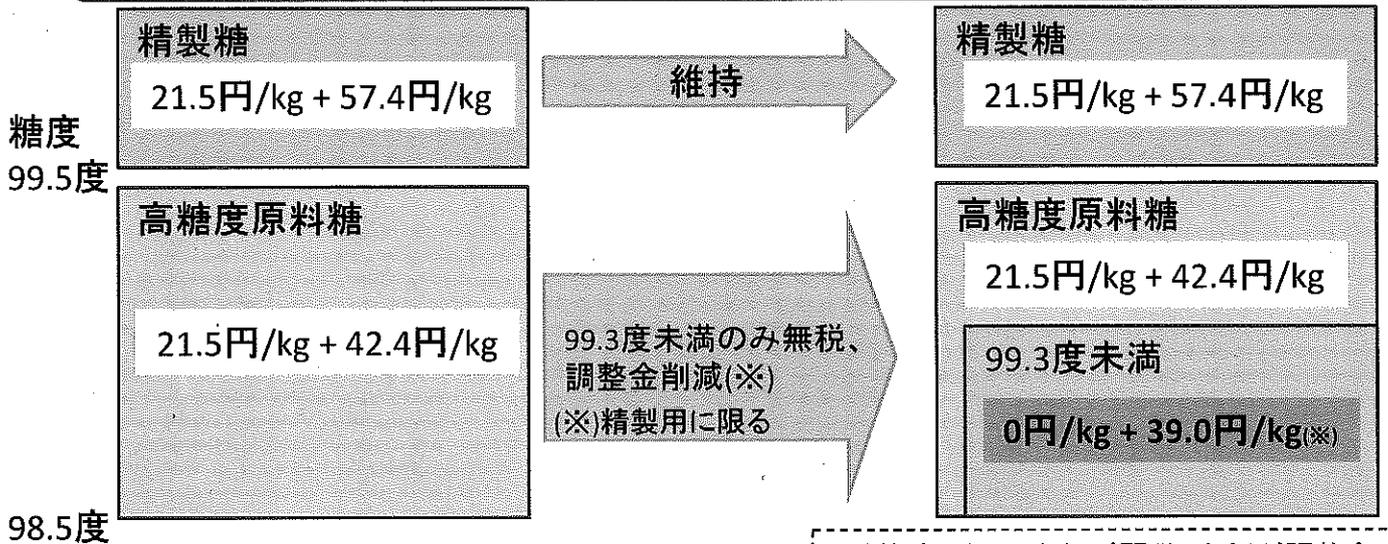
出典: 貿易統計

TPP参加国	カナダ	豪州	米国
26.5万t	15.5万t	8.9万t	2.1万t

砂糖

1. 粗糖・精製糖

- 基本的枠組は維持しつつ、要望のあった高糖度原料糖について無税+調整金削減。
- 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。



・計算式のうち、左側が関税、右側が調整金
・調整金の額は、四半期ごとに変動する
上記調整金の数字はH27.7~9の額

2. 加糖調製品

- 品目毎に関税割当を設定し、輸入量をきめ細かく管理。
- 砂糖含有率が高く砂糖との競合がより大きい品目については、枠の数量を抑えるとともに、枠内税率を一定程度維持。

関税割当枠の例

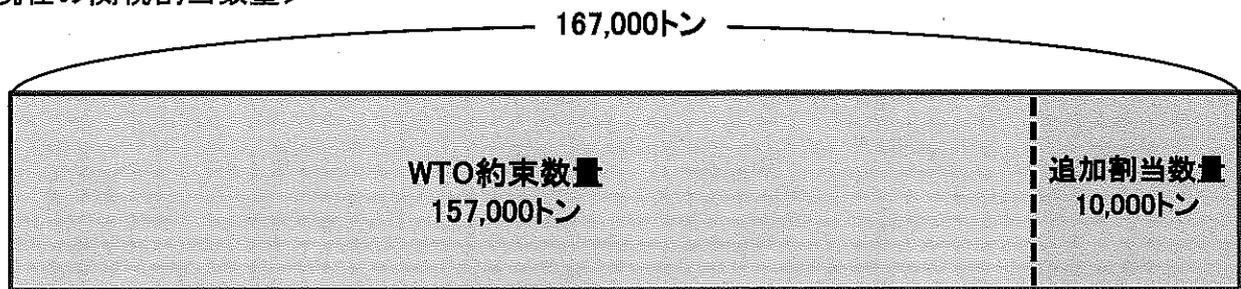
	枠内税率	枠数量	輸入量(2011-13平均(貿易統計))	
			TPP参加国	世界
加糖ココア粉 (含糖率約9割)	(現行) (11年目) 29.8%→14.9%	(発効時) (6年目) 5千トン→7.5千トン	14.2千トン	18.9千トン
ココア調製品 (2kg超、板状等以外) (含糖率約9割)	(現行) (11年目) 28%→16.8%	(発効時) (6年目) 12千トン→18.6千トン	44.9千トン	69.8千トン
砂糖と粉乳等を混ぜたもの(含糖率約8割)	(現行) (11年目) 29.8%→17.9%	(発効時) (11年目) 10.5千トン→12.3千トン	73.5千トン	90.0千トン
チョコレート菓子	10.0%→0%	(発効時) (11年目) 9.1千トン→18.0千トン	9.1千トン	27.6千トン
ココア調製品(2kg以下) (含糖率約4~9割)	29.8%→0%	(発効時) (11年目) 2.7千トン→5千トン	2.6千トン	6.1千トン

でん粉

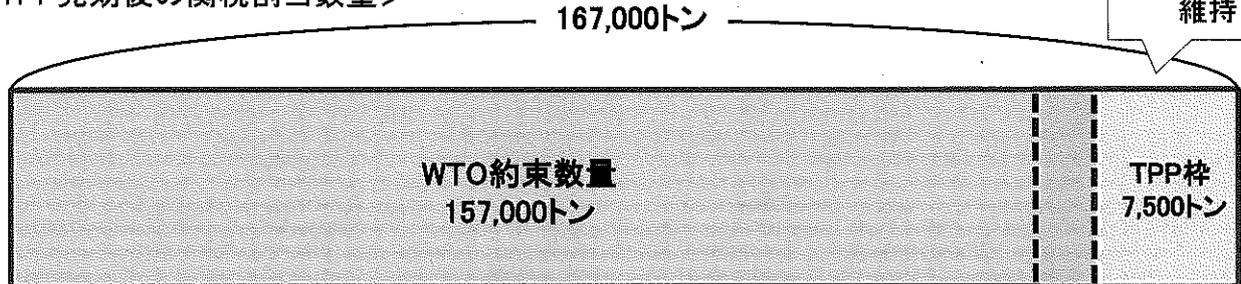
1. TPP参加国を対象とする関税割当枠の設定

- 現行の精価調整制度(調整金の徴収)、枠外税率(119円/kg)は維持。
- 各種のでん粉等を対象に横断的に設定されている既存の関税割当数量の範囲内でTPP枠(7,500トン)を設定(枠内税率0%~25%)。

<現在の関税割当数量>



<TPP発効後の関税割当数量>



2. 国別の無税枠の設定

- 1. に加え特定のでん粉等について、一定の国別の無税の関税割当枠を設定。
- 設定対象は、TPP参加国からの現行輸入量が少量の品目に限定し、枠数量を抑制。

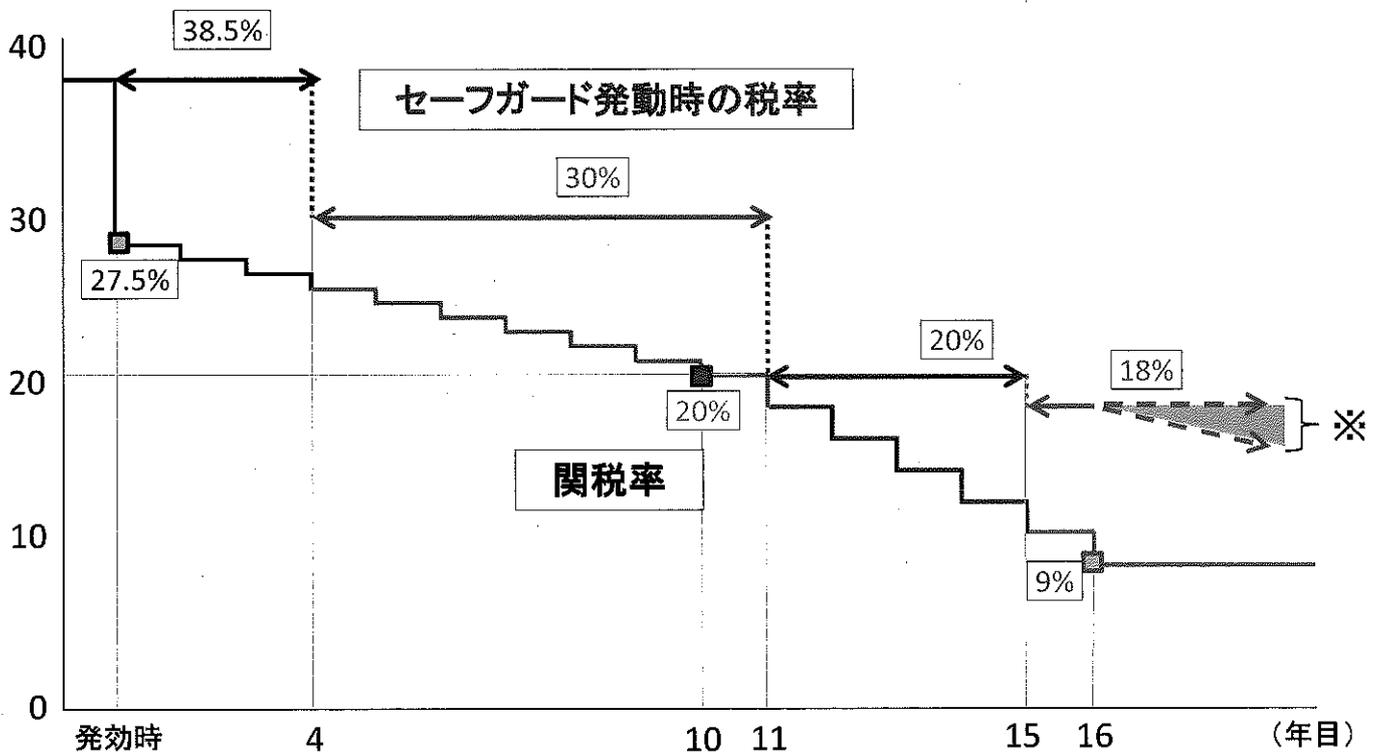
	対象国	枠内税率	枠数量	輸入量(2011-13平均)	
				TPP参加国	世界
コーンスターチ ばれいしょでん粉	米国	即時無税 ※	(発効時) (6年目) 2,500t → 3,250t	0.4千トン	13千トン
イヌリン	米国・チリ	即時無税	(発効時) (11年目) 240t → 300t	0.02千トン	0.5千トン

※ 調整金対象用途については、引き続き調整金を徴収

牛肉

- 最終税率を9%とし、関税撤廃を回避(米国等の近年のFTAでは類例を見ない「関税撤廃の例外」を獲得)。
- 16年目までという長期の関税削減期間を確保。
- 関税削減期間中は、輸入急増に対するセーフガードを確保。

関税水準とセーフガード発動時の税率



※ 16年目以降のセーフガード発動時の税率

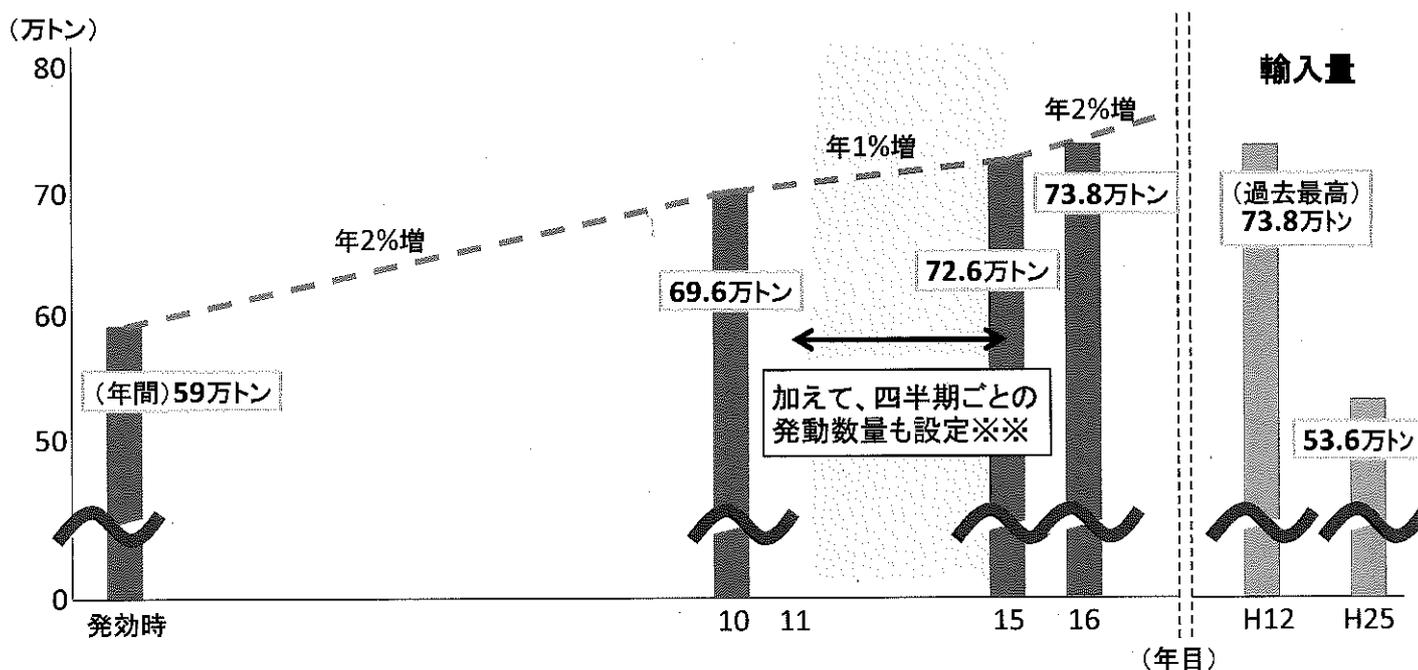
- ・ 毎年1%ずつ削減 (セーフガードが発動されれば、次の年は削減しない)。
- ・ 4年間発動がなければ終了。

【注】 日豪EPAの税率の方が低い場合には、TPP各国に上記税率ではなく日豪EPAによる税率が適用される (TPP発効が2017年度以降となった場合に当該調整が発生)

セーフガードの発動数量

- ① 初年度は近年の輸入実績から10%増で発動。
(※現行の関税緊急措置は前年の17%増で発動)
- ② 毎年の拡大幅は2%。
- ③ 関税削減期間中の発動基準数量が、過去最大の牛肉輸入量である73.8万トン以下の水準。

TPP国からの合計輸入量が発動数量を超えた場合、年度末まで(※)セーフガードの税率を適用



※ 2月、3月に超えた場合は、適用期間はそれぞれ45日、30日(年度を越えて適用)

※※ 年間発動数量の1/4の117%を超えたら、90日間適用

【注】家畜疾病により輸入が3年以上実質的に停止された場合には、実質的解禁の時点から最長5年間不適用(当該条項により、米国・カナダには最長2018年1月末まで不適用)。

○ 豪州産牛肉については、TPP・日豪EPAのいずれの税率で輸入されても、両方の協定で輸入量としてカウントされる仕組み。

(TPP協定のセーフガード発動時に、日豪EPAの低税率で豪州産牛肉が大量に輸入されることを抑制)

○ 現行の関税緊急措置は、発動対象となる主要牛肉輸出国が無くなるため、廃止の方向。

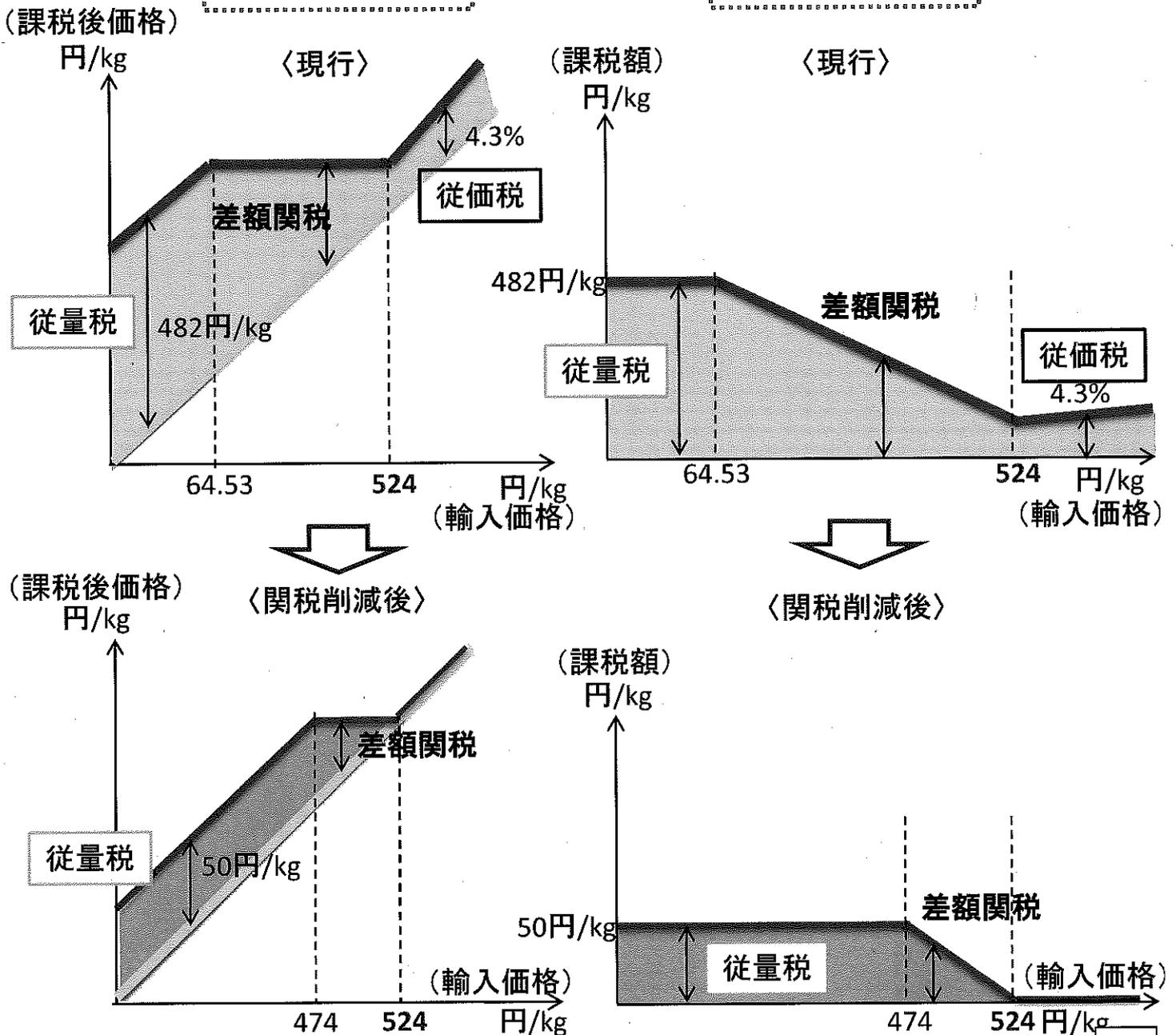
豚肉

- 10年目までという長期の関税削減期間を確保。(従量税は近年の平均課税額 23円/kgの約2倍(50円/kg)に引下げ、従価税(4.3%)は撤廃)。
- 差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格(524円/kg)を維持。
- 関税削減期間中は、輸入急増に対するセーフガードを確保。

差額関税制度

課税後価格ベース

課税額ベース

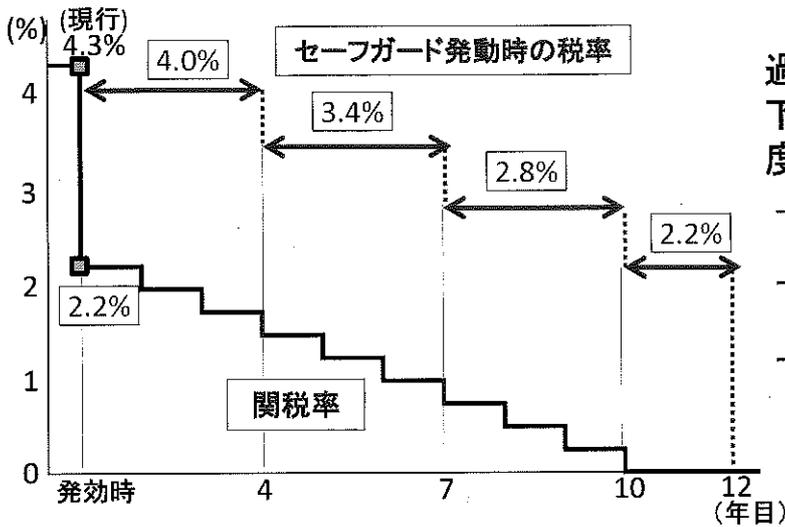


セーフガードの仕組み

■ 11年目までは、輸入急増や極めて安価な豚肉の輸入が一定以上行われた場合に、従量税を100～70円/kgに、従価税を4.0～2.2%に、それぞれ戻すセーフガードを確保。

1. 従価税部分

①関税水準とセーフガード発動時の税率



②セーフガード発動数量(国別)

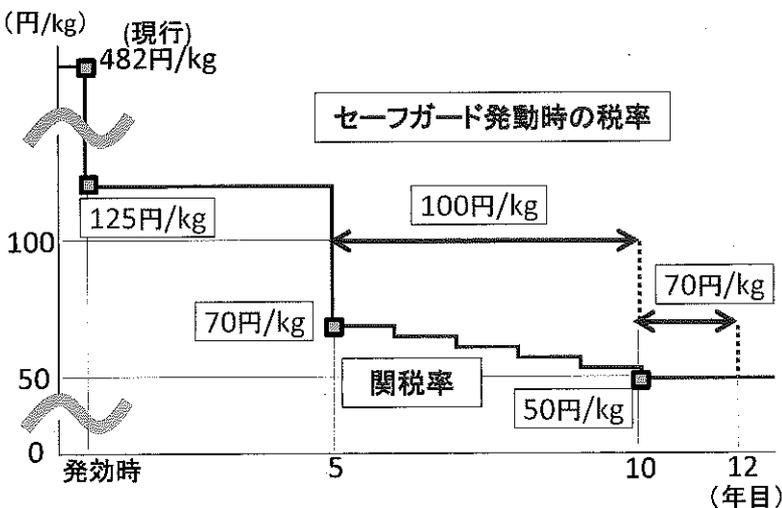
過去3年間の輸入量(注)の最高値に以下の割合を乗じた値を超えた場合に年度末まで関税を引上げ

1-2年目	3-6年目	7-11年目
112%	116%	119%

(注)4年目までは全輸入量、5年目以降は399円/kg以上の輸入量。

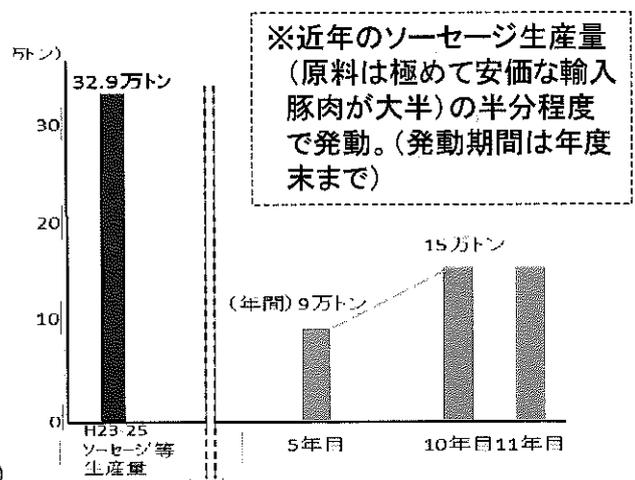
2. 従量税部分

①関税水準とセーフガード発動時の税率



②セーフガード発動数量

【TPP国からの低価格帯(399円/kg未満)の合計輸入量】



(注) 399円/kg以上の部分の発動数量は、1. 従価税の②と同じ仕組み(発動後税率のみ上記①を適用)

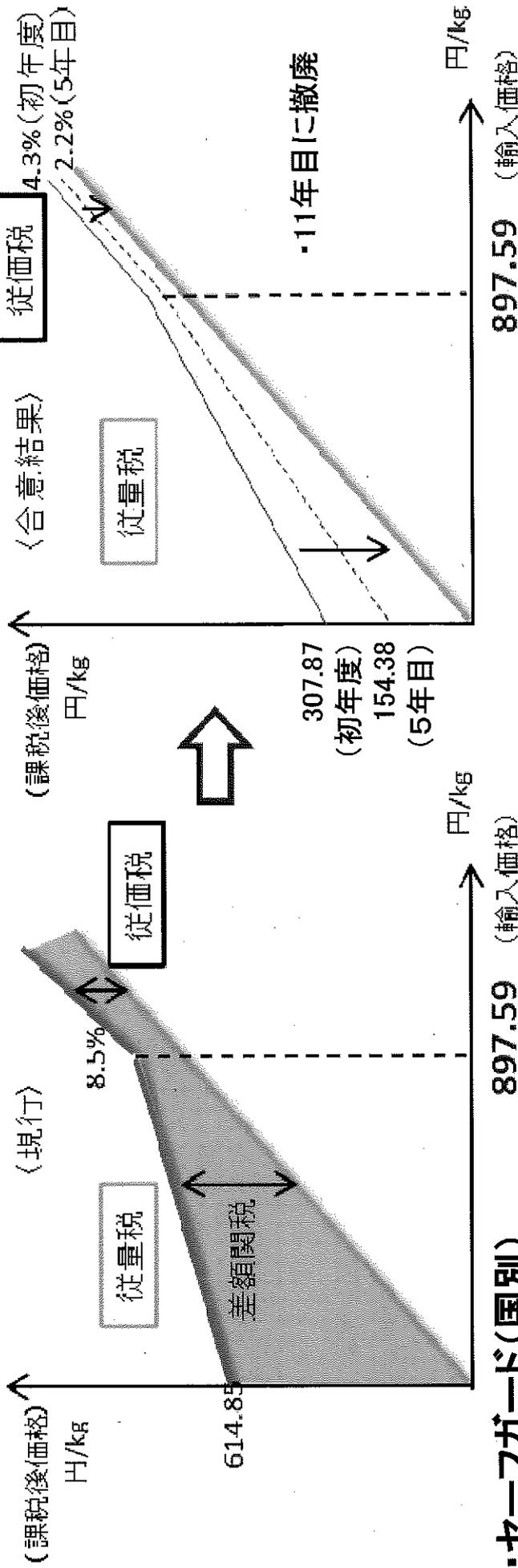
○ TPP参加国には現行の関税緊急措置に代わり当該セーフガードを適用。

TPP交渉におけるその他の牛肉・豚肉関連分野の合意内容(1/2)

品目名	合意内容
牛内臓(ハラミ等)	現行12.8%の関税を、初年度6.4%(▲50%)とし、以降毎年同じ割合で削減し13年目に撤廃
牛タン	現行12.8%の関税を、初年度6.4%(▲50%)とし、以降毎年同じ割合で削減し11年目に撤廃
牛肉30%未満の調製品	現行21.3%の関税を、毎年同じ割合で削減し11年目に撤廃
その他牛肉関連(牛生体、肝臓、その他調製品等)	現行関税を、毎年同じ割合で削減し16年目に撤廃
豚肉調製品(ハム・ベーコン等 差額関税のもの)	現行関税を、初年度▲50%とし、以降毎年段階的に削減し11年目に撤廃 セーフガードあり。【次頁参照】
豚肉調製品(ソーセージ等 差額関税でないもの)	現行10～20%の関税を、毎年同じ割合で削減し6年目に撤廃
豚の冷蔵の内臓、肝臓(冷凍)	現行8.5%の関税を、毎年同じ割合で削減し11年目に撤廃
豚の冷凍の内臓	現行8.5%の関税を、初年度4.2%(▲50%)とし、以降毎年同じ割合で削減し8年目に撤廃
子豚	現行8.5%の関税を、即時撤廃
成豚(差額関税)	現行関税を、毎年同じ割合で削減し16年目に撤廃

TPP交渉におけるその他の牛肉・豚肉関連分野の合意内容(2/2)

【ハム・ベーコン等差額関税の豚肉調製品】



・セーフガード(国別)

【発動基準】

過去3年間の輸入量の最高値に下表の割合を乗じた値を超えた場合に、年度末まで関税を引上げ

1-2年目	3-6年目	7-11年目
115%	118%	121%

【発動後の税率】

1~4年目	5~9年目	10~11年目	12年目
発効前の85%	発効前の60%	発効前の45%	廃止

TPP交渉におけるその他の牛肉・豚肉関連分野の生産量及び輸入量

品 目 名	国内生産量(直近3カ年平均) ※統計のある主な品目	輸入量 (直近3カ年平均)	うちTPP参加国
牛内臓(ハラミ等)	(ハラミ、サガリ) 0.4万トン	2.4万トン	総計:2.4万トン アメリカ:1.3万トン オーストラリア:0.8万トン
牛タン	0.2万トン	3.0万トン	総計:3.0万トン アメリカ:1.4万トン オーストラリア:1.0万トン
牛肉30%未満の調製品	統計なし	0.0万トン(700トン)	総計:0.0万トン(3.6トン) オーストラリア:0.0万トン(3.4トン)
その他牛肉関連(牛生体、肝臓、 その他調製品等)	(肉用牛) 飼養頭数 264万頭	(牛生体) 1.1万頭	(牛生体) 総計:1.1万頭 オーストラリア:1.1万頭
	(牛肝臓) 0.5万トン	(牛肝臓(冷凍)) 0.1万トン	(牛肝臓(冷凍)) 総計:0.1万トン アメリカ:0.05万トン オーストラリア:0.03万トン
	(コンビーフ) 0.1万トン	(その他調製品等) 0.7万トン	(その他調製品) 総計:0.6万トン オーストラリア:0.5万トン
豚肉調製品(ハム・ベーコン等 差額関税のもの)	22.3万トン(プレスハム含む)	1.0万トン	総計:0.2万トン アメリカ:0.2万トン
豚肉調製品(ソーセージ等 差額関税でないもの)	(ソーセージ) 30.7万トン	(ソーセージ) 4.8万トン	(ソーセージ) 総計:1.2万トン アメリカ:1.1万トン
		(その他) 18.3万トン	(その他) 総計:14.6万トン アメリカ:11.8万トン カナダ:1.8万トン
豚の冷蔵の内臓、肝臓(冷凍)	18万トン	0.0万トン(60トン)	総計:0.0万トン(60トン) アメリカ:0.0万トン(60トン)
豚の冷凍の内臓		2.0万トン	総計:1.8万トン アメリカ:1.4万トン
子豚	(豚)	353頭	総計:0頭
成豚	飼養頭数 965万頭	538頭	総計:417頭 カナダ:318頭 アメリカ:98頭

脱脂粉乳・バター

- 脱脂粉乳、バターについて関税削減・撤廃は行わず、TPP枠を設定。
- 枠数量は、最近の追加輸入量の範囲内。

既存のWTO枠

- 農畜産業振興機構(ALIC)による輸入(国家貿易)
- 約束数量 13.7万トン(*1)
(生乳換算)
(対象品目:脱脂粉乳、バターホエイ等)
- 枠内税率
脱脂粉乳25%、35%+マークアップ(*2)
バター 35%+マークアップ(*2)

既存のWTO枠

今後も継続
(変更せず)

+

脱脂粉乳、バターが
不足している場合に実施

+

追加的な輸入

- 農畜産業振興機構(ALIC)による輸入(国家貿易)
- 輸入量:不足分
(追加輸入の実績)

(生乳換算、万トン)

年度	2014	2015
脱脂粉乳・ バター	18.8	15.6

TPP枠

- ユーザー、商社等による輸入(民間貿易)
- 枠数量 (生乳換算)
脱脂粉乳2万659トン → 2万4102トン(6年目)
(製品 3,188トン→3,719トンに相当)
バター 3万9341トン → 4万5898トン(6年目)
(製品 3,188トン→3,719トンに相当)

- 合計 6万トン → 7万トン(6年目)
- 枠内税率(11年目までに削減)
脱脂粉乳 25%、35%+130円/kg
→ 25%、35%
バター 35%+290円/kg → 35%

(*1)13.7万トンのうち、ホエイを3.1万トン(生乳換算)輸入。

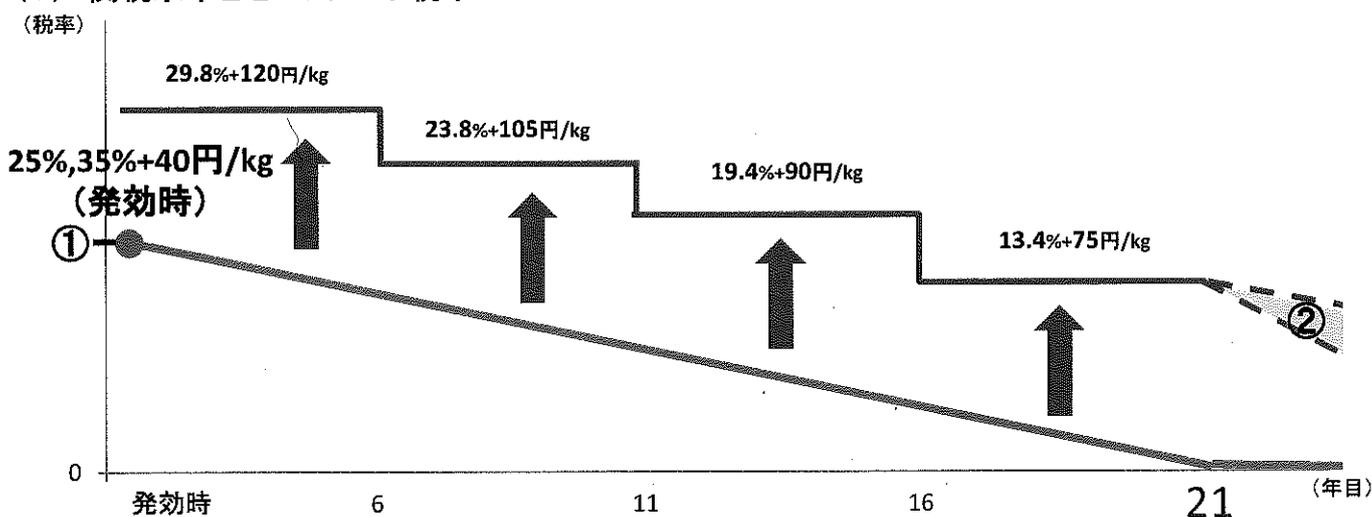
(*2)ALICの入札によって決定される額。最近5年間のマークアップは、脱脂粉乳32円/kg～238円/kg、
バター77円/kg～649円/kg

ホエイ

- 脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量25-45%)について、最も長い21年目までの関税撤廃期間を確保。
- 20年目のセーフガード発動数量を脱脂粉乳の国内生産量の1割強の水準に設定。
- 脱脂粉乳と競合する可能性が低いたんぱく質含有量25%未満のものは、セーフガード付きで16年目までの関税撤廃期間を確保(たんぱく質含有量が特に高いものは、6年目に無税)。

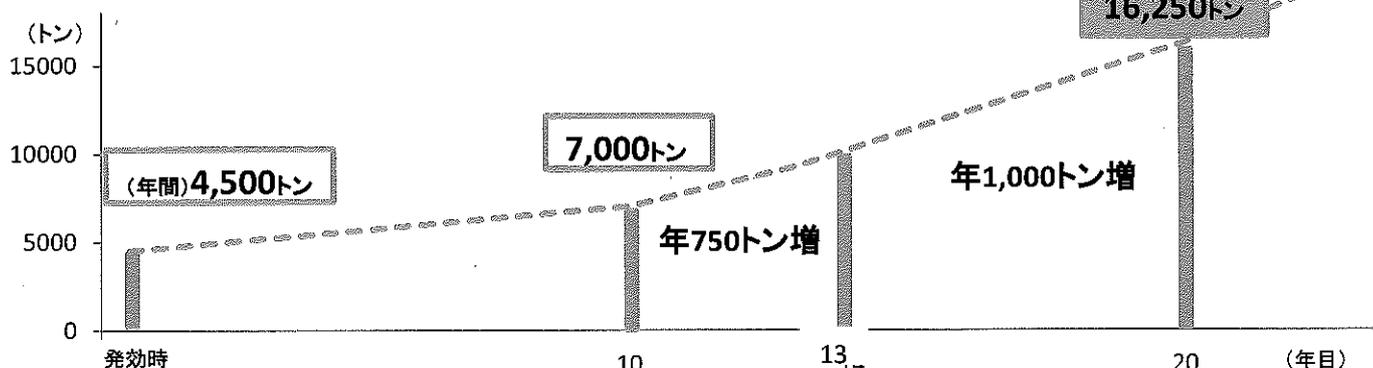
ホエイ(たんぱく質含有量25-45%)

(1) 関税水準とセーフガード税率



- ① 発効時の関税水準は、直近3年の平均輸入価格(299円/kg)で換算すると115~145円/kg程度
 発効前の輸入は国家貿易により実施されており、枠内税率25%,35%に加えてマークアップを徴収
 (直近5年では25円~255円/kg)
 現行のホエイの2次税率は29.8%+425円/kg, 687円/kg
- ② 21年目以降のセーフガード税率
 ・毎年1.9%+10.7円/kgずつ削減し、発動されれば削減幅が半減
 ・3年間発動がなければ終了

(2) セーフガードの発動数量



(注) 脱脂粉乳が国内で不足しているときや、脱脂粉乳の国内需要が低下していないときは、セーフガードを適用しない。

チーズ

- 日本人の嗜好に合うモッツアレラ、カマンベール、プロセスチーズ等の関税を維持。
- 主に原材料として使われるチェダー、ゴーダ等の熟成チーズやクリームチーズ等は関税撤廃するものの、長い経過期間(16年目までの関税撤廃期間)を確保。
- 国産チェダー、ゴーダ等の主な仕向け先であるプロセスチーズ原料用チーズについて、現行の抱合せ制度を維持することで、国産チーズに対する急激な需要減少を回避。

チーズの区分		現行関税	合意内容
主要ナチュラルチーズ	①フレッシュチーズ (クリームチーズ、モッツアレラ等)	29.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・モッツアレラ等(クリームチーズ以外):現状維持 ・シュレッドチーズ原料用関税割当 国産品の使用を条件とした無税輸入 抱合せ 国産品:輸入品 = 1:3.5 ・クリームチーズ 脂肪分45%未満:段階的に16年目に撤廃 脂肪分45%以上:即時10%削減 (29.8%→26.8%)
	②ブルーチーズ	29.8%	・11年目までに50%削減
	③その他チーズ(熟成チーズ) (チェダー、ゴーダ、カマンベール等)	29.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトチーズ(カマンベール等):現状維持 ・ソフトチーズ以外(チェダー、ゴーダ等):段階的に16年目に撤廃
	※プロセスチーズ原料用チーズ(①、②、③のチーズ、主にチェダー、ゴーダ等) 国産品の使用を条件に無税輸入を認める抱合せ制度 (国産品:輸入品 = 1:2.5)		
ナチュラルチーズを加工し	④シュレッドチーズ	22.4%	・段階的に16年目に撤廃
	⑤おろし及び粉チーズ	26.3%又は40.0%	・段階的に16年目に撤廃
	⑥プロセスチーズ	40.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持 ・国別関税割当 (豪、NZ、米に各100t(当初)→150t(11年目) 枠内税率 段階的に11年目で撤廃)

注: は関税撤廃の例外

TPP交渉における乳製品(その他乳製品)分野の合意内容

乳製品の種類	現在の関税率	合意内容	輸入量 (直近3ヶ年平均)	うちTPP参加国
全粉乳・ バターミルクパウダー	国家貿易: 25%~35%+マークアップ 枠外: 25.5%+612円/kg、 29.8%+396円/kg等	・関税割当の新設(TPP枠) ① 枠内数量: 1,500トン→2,250トン(6年目、生乳換算) (製品 全粉169トン→253トンに相当(11年目)) 枠内税率: 全粉乳 30%+210円/kg→30%(11年目・民間貿易) バターミルクパウダー 25%~35%+200円/kg→25%~35%(11年目・民間貿易) ② 枠内数量: 20,000トン→60,000トン(11年目、生乳換算) (製品 全粉2,247トン→6,742トンに相当(11年目)) 枠内税率: 抱合せ無税(国産(全粉)): 輸入=1:3 用途: チョコレート原材料用	103トン	総計: 90トン 豪州: 45トン カナダ: 33トン
ホエイ	国家貿易: 25%、35%+マークアップ 関税割当: 無機質25%、35%、 乳幼児用10% 〔無機質濃縮ホエイ 枠内数量: 14,000トン 乳幼児用ホエイ 枠内数量: 25,000トン 枠外: 29.8%+425円/kg等〕	・関税割当の新設(国別枠) (米国) 無機質濃縮ホエイ 1千トン→4千トン(11年目)、枠内税率: 25%、35%→0%(6年目)* 乳幼児用ホエイ 3千トン→3千トン(11年目)、枠内税率: 即時関税撤廃 パーミエイト 1千トン→2千トン(11年目)、枠内税率: 即時関税撤廃 (豪州) 無機質濃縮ホエイ 4千トン→5千トン(11年目)、枠内税率: 25%、35%→0%(6年目)* (NZ) 無機質濃縮ホエイ 1.3千トン→1.7千トン(11年目) 枠内税率: 25%、35%→0%(6年目)* 乳幼児用ホエイ 枠内税率: 即時関税撤廃 パーミエイト 枠内税率: 即時関税撤廃 (*ただし、5年目までは11年目に撤廃と同じ削減ベース)	13,760トン (*1)	総計: 7,563トン(*1) 豪州: 3,971トン 米国: 2,063トン
加糖れん乳	国家貿易: 30%+マークアップ 枠外: 25.5%+509円/kg等	・関税割当の新設(TPP枠) 枠内数量: 750トン(即時) 枠内税率: 即時関税撤廃	17トン	総計: 1トン 米国: 1トン
無糖れん乳	関税割当(枠内数量: 1,500トン): 枠内25%、30% 枠外: 25.5%+509円/kg等	・関税割当の新設(TPP枠) 枠内数量: 1,500トン→4,750トン(6年目) 枠内税率: 即時関税撤廃	1,570トン	総計: 1,107トン 豪州: 1,107トン
PEF(調製食用脂)	関税割当(枠内数量18,977トン): 枠内25% 枠外: 29.8%+1,159円/kg	・既存の関税割当の枠内税率を11年目まで80%削減、残りの税率(5%)を21年目までに撤廃	17,148トン (*2)	総計: 13,057トン (*2) NZ: 9,807トン シンガポール: 3,250トン
その他の乳製品 (乳成分が全重量の 30%以上) 牛乳、ヨーグルト、粉 ミルク、粉乳調製品、 バター調製品 等	関税割当(枠内数量: 133,940トン (生乳換算)): 枠内12%~35% 枠外: 29.8%+679円/kg等	・既存の関税割当の枠内税率を6、11年目までに50~90%削減、または撤廃	17,268トン	総計: 13,031トン シンガポール: 11,028トン 豪州: 1,535トン

*1: 無機質濃縮ホエイ、乳幼児用ホエイの合計。*2: 関税割当枠内での輸入量。

TPP交渉における乳製品(その他乳製品)分野の合意内容

乳製品の種類	現在の関税率	合意内容	輸入量 (直近3ヶ年平均)	うちTPP参加国
アイスクリーム・氷菓	21.0%~29.8% (アイスクリーム) 21.3%~29.8%(氷菓)	・アイスクリーム:6年で63%~67%削減 ・氷菓:11年目で関税撤廃	8,903トン	総計:6,071トン NZ:5,343トン 豪州:419トン
フローズンヨーグルト	26.3%、29.8%	・11年目で関税撤廃	111トン	総計:108トン 米国:102トン 豪州:6トン
無糖ココア調製品 (2kgを超える容器入り、ココア粉が全重量の10%以上)	21.3% 抱合わせ無税関税割当 (国産:輸入:1:2.6)	・関税割当(TPP枠)を新設 ①枠内数量:5,500トン(即時)、枠内税率:21.3%→10.6%(11年目) ②枠内数量:4,000トン→12,000トン(11年)、枠内税率:抱合せ無税 (国産(全粉):輸入=1:3) 用途:チョコレート原材料用	25,040トン	総計:22,730トン シンガポール:18,556トン 豪州:4,095トン
加圧容器入りにした ホイップドクリーム	25.5%(4類)	・6年目で関税撤廃(即時で50%関税削減)	186トン	総計:0トン
乳幼児用粉ミルク (小売用、乳成分が全重量の30%未満)	21.3%、23.8%(加糖)	・11年目で関税撤廃	2トン	総計:0トン
低脂肪調製食用脂	21.3%	・関税割当(TPP枠)を新設 枠内数量:1,500トン→2,300トン(11年目) 枠内税率:21.3%→10.6%	4,308トン	総計:3,493トン シンガポール:3,485トン マレーシア:8トン
乳糖、カゼイン、ミル クアルブミン	8.5%、5.4%、2.9%	・即時関税撤廃	87,277トン	総計:57,290トン 米国:39,743トン NZ:11,864トン

TPP交渉における鶏卵・鶏肉・軽種馬・天然はちみつのかみつの合意内容

品目	現在の関税率	合意内容	国内生産量 (直近3か年平均)	輸入量 (直近3か年平均)	うちTPP参加国
鶏卵	設付き卵 17%~21.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵・冷凍のものについては、段階的に13年目に関税撤廃 (発効時に20%削減し、6年据え置きの後、7年目から段階的に13年目に関税撤廃) ・その他のものについては、段階的に11年目に関税撤廃 	0.2万トン	<ul style="list-style-type: none"> 総計:0.1万トン 米国:0.1万トン オーストラリア:0.0003万トン 	
	全卵又は卵黄 18.8%~21.3% 又は48~51円/kg	<ul style="list-style-type: none"> ・全卵粉については、段階的に13年目に関税撤廃 (発効時に50%削減し、6年据え置き後に7年目に25%削減し、6年据え置き後に13年目に関税撤廃) ・その他のものについては、段階的に6年目に関税撤廃 	鶏卵:251万トン	<ul style="list-style-type: none"> 総計:2.0万トン 米国:1.8万トン メキシコ:0.1万トン 	
鶏肉等	卵白 8%	<ul style="list-style-type: none"> ・即時関税撤廃 	9.5万トン	<ul style="list-style-type: none"> 総計:0.9万トン メキシコ:0.4万トン 米国:0.2万トン 	
	鶏肉 8.5%、11.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、段階的に11年目に関税撤廃 ・ただし、冷蔵丸鶏と冷凍鶏肉(丸鶏及び骨付きも肉を除く。)については、段階的に6年目に関税撤廃 	44.2万トン	<ul style="list-style-type: none"> 総計:2.5万トン 米国:2.5万トン チリ:0.05万トン 	
軽種馬	鶏肉調製品 6%、21.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・牛・豚の肉を含むものについては、段階的に11年目に関税撤廃 ・その他のものについては、段階的に6年目に関税撤廃 (発効時に20%削減) 	鶏肉:147万トン	43.1万トン	<ul style="list-style-type: none"> 総計:0.04万トン 米国:0.04万トン ニュージーランド:0.0006万トン
	340万円/頭	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠馬については、即時関税撤廃 ・競走馬については、段階的に16年目に関税撤廃。セーフガードを措置 (競走馬の取引価格が850万円/頭の発効基準価格よりも10%超低い場合にその差に応じて関税を加算) 	6,841頭	<ul style="list-style-type: none"> 170頭 うち妊娠馬7頭 うち競走馬163頭 	<ul style="list-style-type: none"> 総計:119頭(4) 米国:111頭(3) オーストラリア:8頭(1) ※()はうち妊娠馬頭数
天然はちみつ	25.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・段階的に8年目に関税撤廃 	0.3万トン	3.8万トン	<ul style="list-style-type: none"> 総計:0.4万トン カナダ:0.2万トン ニュージーランド:0.06万トン

TPP交渉における軽種馬の合意内容

○妊娠馬は即時関税撤廃。競走馬は段階的に16年目に関税撤廃し、低価格馬の輸入に対してセーフガードを措置。

○セーフガードは、輸入取引価格が発動基準価格(※850万円/頭)よりも10%を超えて低い場合に、その差に応じた追加関税を加算。(※近年の米国からの輸入馬の平均価格を基に設定)

○競走馬のセーフガードの概要

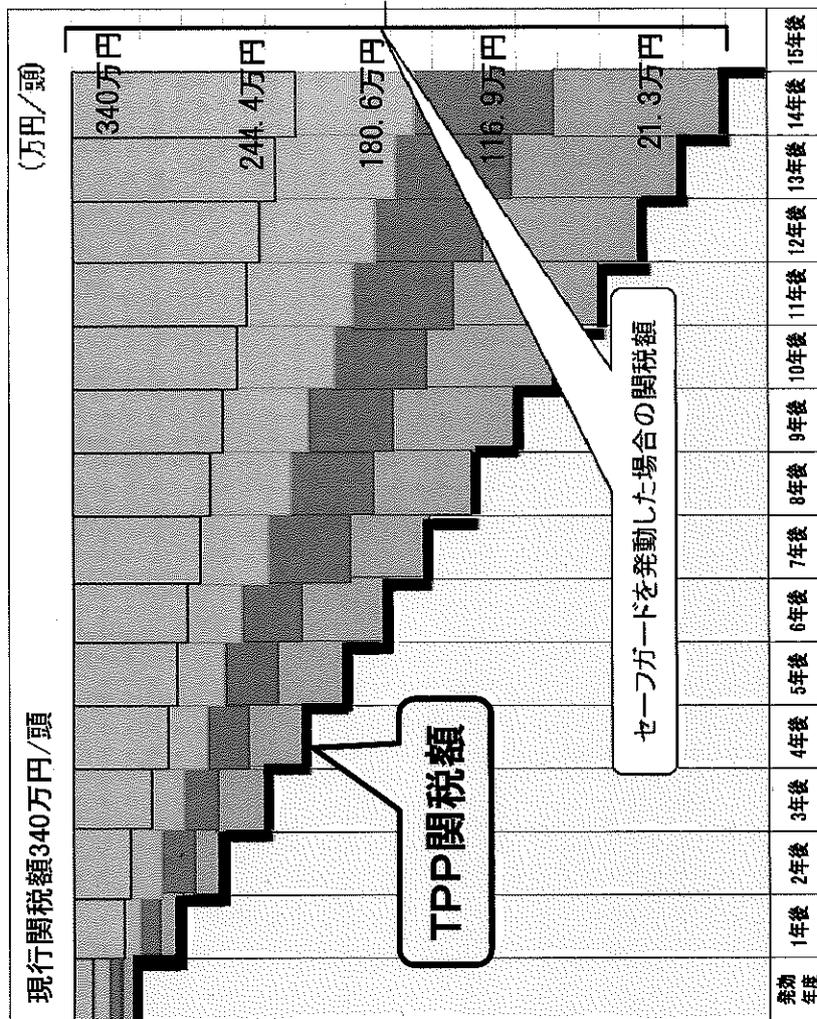
- ・ 輸入取引価格が発動基準価格よりも10%を超えて低い場合に、その差に応じた追加関税を加算。
- ・ 発動基準価格: 850万円/頭

輸入取引価格と発動基準価格との差	輸入取引価格	追加関税
75%超	212.5万円未満	MFN税率とTPP税率の差の100%
60%超～75%以下	212.5万円以上～340万円未満	MFN税率とTPP税率の差の70%
40%超～60%以下	340万円以上～510万円未満	MFN税率とTPP税率の差の50%
10%超～40%以下	510万円以上～765万円未満	MFN税率とTPP税率の差の30%
10%以下	765万円以上	なし

注: MFN税率 = 最惠国税率(現行340万円/頭)

TPP税率 = 関税撤廃期間中の税率(16年で均等に下げられる当該年度の税率)

○セーフガード発動時の課税イメージ(TPP関税+追加関税)

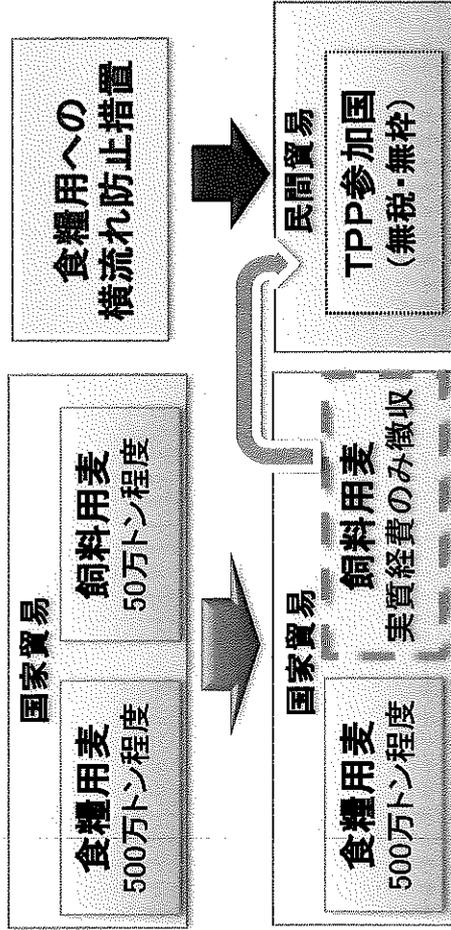


TPP交渉における飼料分野の合意内容

【合意内容】

- ・飼料用麦について、食糧用への横流れ防止措置を講じた上でマークアップを徴収しない民間貿易に移行。
- ・飼料用ビタミン調製品等で即時関税撤廃。(注:麦を含む主な飼料原料については、現行においても実質的に無税。)

○飼料用麦の民間貿易化イメージ(小麦の場合)



【影響等】

- 麦の国内生産及び飼料用麦の需給に影響しない(飼料用麦は国内生産がない)
- 日豪EPAにおける飼料用麦と同様の措置(飼料用麦の実需者団体は従来より民間貿易化を要望)
- 飼料用麦は現行でも国家貿易制度(SBS)の下で政府管理経費相当のマークアップ(実質経費)のみ徴収

○その他の主な飼料原料

品目	現状の制度	合意内容
飼料用脱脂粉乳	関税割当制度(枠内は無税)	同左
飼料用木エイ	関税割当制度(枠内は無税)	即時関税撤廃
飼料用とうもろこし、飼料用グレーンソルガム	税関の監督の下で飼料の原料として使用するもの(承認工場制度)は無税	同左
単体飼料用丸粒とうもろこし	関税割当制度(枠内は無税)	同左
大豆油かす、菜種油かす、ふすま、ぬかその他のかす	無税	同左
飼料用ビタミン調製品、その他の飼料用添加物	3%	即時関税撤廃

TPP交渉における豆類、こんにやく、茶の合意内容

品目	現在の関税率	合意内容	国内生産量 (直近3カ年平均)	輸入量 (直近3カ年平均)	うちTPP参加国
小豆	枠内:10% 枠外:354円/kg	・枠内について即時関税撤廃 ・枠外について現行維持	7.1万トン	2.6万トン	総計:1.1万トン カナダ:1.0万トン 米国:0.09万トン
いんげん	枠内:10% 枠外:354円/kg	・枠内について即時関税撤廃 ・枠外について現行維持	1.8万トン	3.4万トン	総計:1.5万トン 米国:0.9万トン カナダ:0.6万トン
落花生	枠内:10% 枠外:617円/kg	・枠内について即時関税撤廃 ・枠外について段階的に8年目に関税撤廃	1.7万トン	2.7万トン	総計:0.9万トン 米国:0.9万トン 豪州:0.02万トン
こんにやくいも	枠内:40% 枠外:2796円/kg	・枠内について現行維持 ・枠外について段階的に6年目までに15%削減	0.54万トン (精粉ベース)	0.06万トン (精粉ベース)	総計:0.0002万トン ベトナム:0.0002万トン
	21.3%	・段階的に6年目までに15%削減	20.5万トン (推計)	2.7万トン	総計:0.0001万トン ベトナム:0.0001万トン
茶	17%	・段階的に6年目に関税撤廃	8.5万トン	0.5万トン	総計:0.06万トン オーストラリア:0.03万トン ベトナム:0.03万トン

TPP交渉における主な園芸関連品目の合意内容

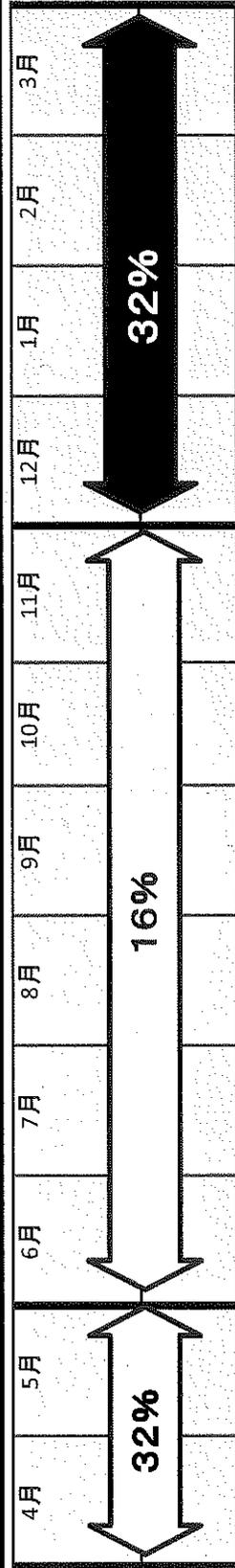
品目	現在の関税率	合意内容	国内生産量 (直近3カ年平均)	輸入量 (直近3カ年平均)	うちTPP参加国
トマト加工品	トマトピューレ・ペースト 枠内：無税 枠外：16% トマトキャップ、トマトソース、 トマトジュース等 17%～29.8%	・段階的に6年目に関税撤廃 ・段階的に6～11年目に関税撤廃	30万トン	26万トン	総計：5万トン 米国：3.2万トン チリ：1.3万トン
オレンジ (生果)	6月～11月 16% 12月～5月 32%	・4月～11月 段階的に6年目に関税撤廃 ・12月～3月 初年度25.6%(▲20%)とし、3 年間据え置き、以降段階的に削減し、8年 目に関税撤廃(関税削減期間中はセーフ ガードを措置)	86万トン ※直近4カ年平均 (うんしゅうみかんの の生産量)	12万トン ※直近4カ年平均	総計：11万トン 米国：8.3万トン 豪州：2.7万トン
オレンジ (果汁)	「21.3%」～ 「29.8%又は23円/kgのうちの高い方」	・段階的に6～11年目に関税撤廃	0.6万トン ※直近4カ年平均 (うんしゅうみかんの 果汁の生産量)	9.4万トン ※直近4カ年平均	総計：0.8万トン メキシコ：0.5万トン 米国：0.2万トン
りんご (生果)	17%	・初年度12.7%(▲25%)とし、以降段階的 に削減し、11年目に関税撤廃	74万トン ※直近4カ年平均	0.1万トン ※直近4カ年平均	総計：0.1万トン NZ：0.1万トン 豪州：0.003万トン
りんご (果汁)	「19.1%」～ 「34%又は23円/kgのうちの高い方」	・段階的に8～11年目に関税撤廃	1.5万トン ※直近4カ年平均	8.4万トン ※直近4カ年平均	総計：0.8万トン チリ：0.4万トン 米国：0.2万トン
パインアップル (生果)	17%	・段階的に11年目に関税撤廃	0.7万トン ※直近4カ年平均	16.3万トン ※直近4カ年平均	総計：0.03万トン 米国：0.03万トン メキシコ：0.001万トン
パインアップル (缶詰)	枠内：無税 枠外：33円/kg	・関税割当制度を維持 ・枠外について段階的に6年目までに15%削 減	0.06万トン ※直近4カ年平均	3.8万トン ※直近4カ年平均	総計：0.2万トン マレーシア：0.2万トン ベトナム：0.004万トン
さくらんぼ	8.5%	・初年度4.2%(▲50%)とし、以降段階的に 削減し、6年目に関税撤廃	1.9万トン ※直近4カ年平均	1.0万トン ※直近4カ年平均	総計：1.0万トン 米国：1.0万トン チリ：0.003万トン
ぶどう	3月～10月 17% 11月～2月 7.8%	・即時関税撤廃	18.6万トン ※直近4カ年平均	1.8万トン ※直近4カ年平均	総計：1.8万トン チリ：1.0万トン 米国：0.8万トン

(参考)ボトルワイン：現在の関税率は、15%又は125円/Lのうちの低い方が適用。TPP交渉により8年目に関税撤廃することに合意。

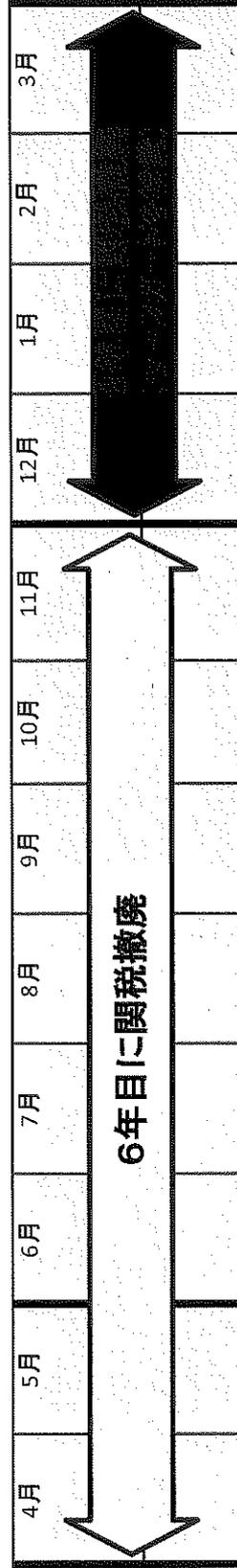
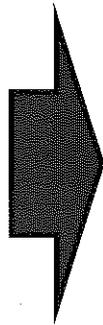
TPP交渉におけるオレンジ(生果)の合意内容

【合意内容】

- ・ 国産うんしゅうみかんが最も出回る12～3月は、段階的に8年目に関税撤廃、4月～11月は段階的に6年目に関税撤廃。
- ・ ただし、12～3月については、輸入急増に対するセーフガードを措置。



現行



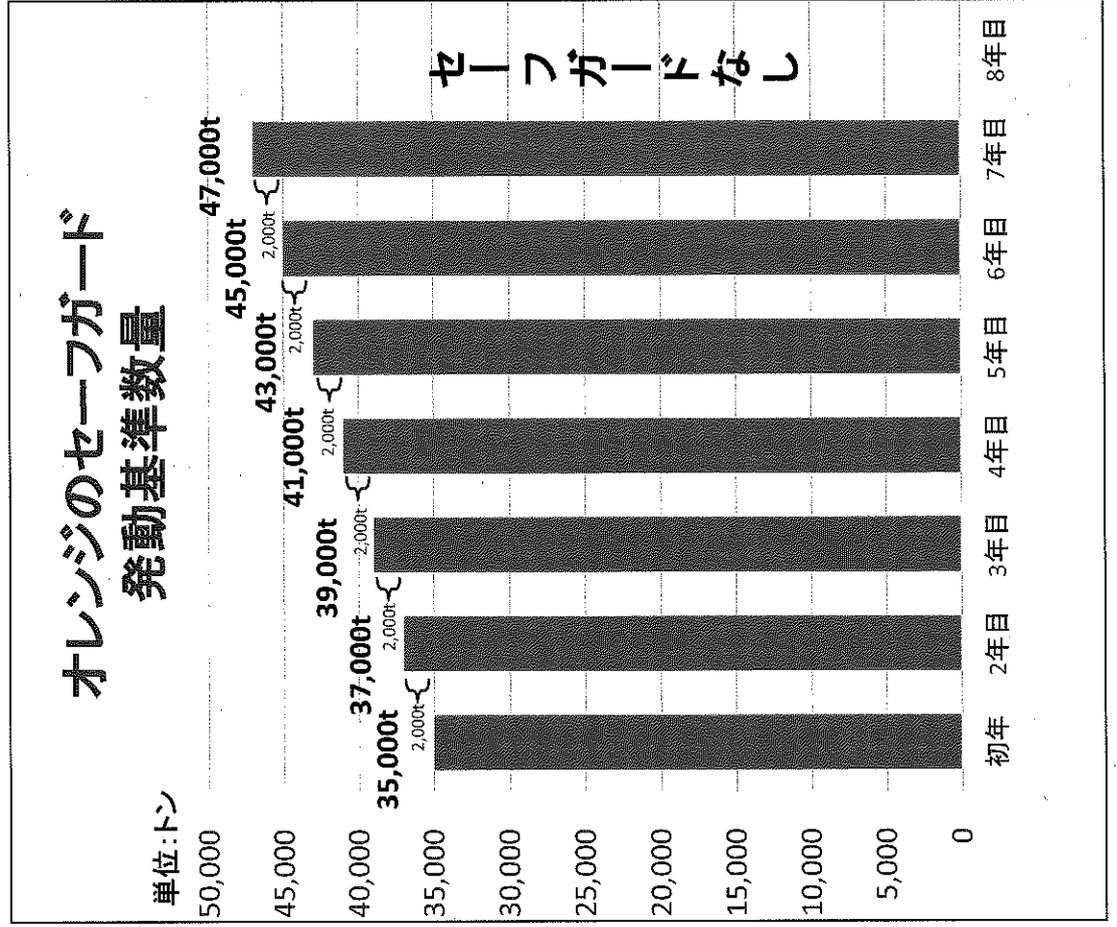
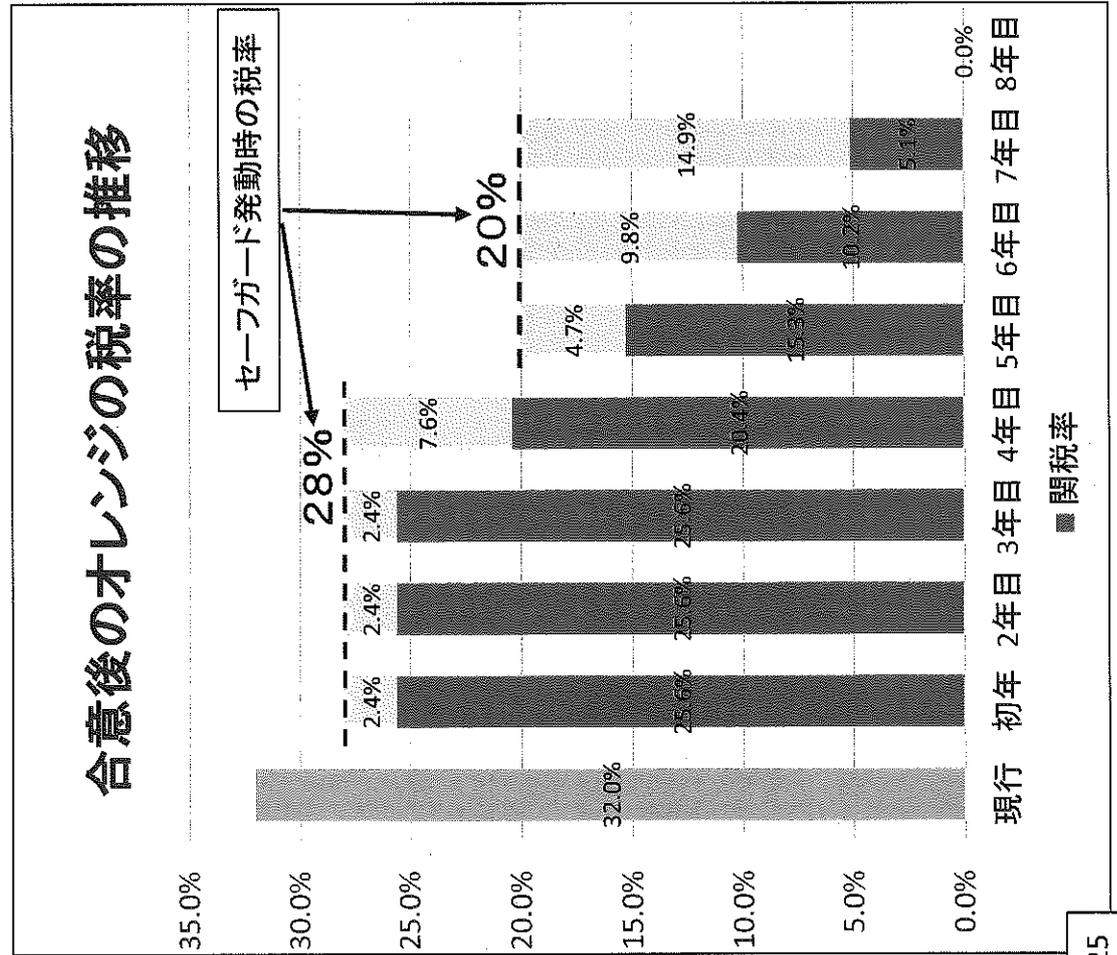
合意内容

○ 4/1～11/30 : 段階的に6年目に関税撤廃

○ 12/1～3/31 : 段階的に8年目に関税撤廃
 現行32%を1年目に25.6%に削減し、3年据え置き、4年目から段階的に削減し、8年目に関税撤廃。
 セーフガードを措置。

TPP交渉におけるオレンジ(生果)のセーフガードの概要

12~3月に輸入されるオレンジ(生鮮)のセーフガード措置について



TPP交渉における主な加工食品の合意内容

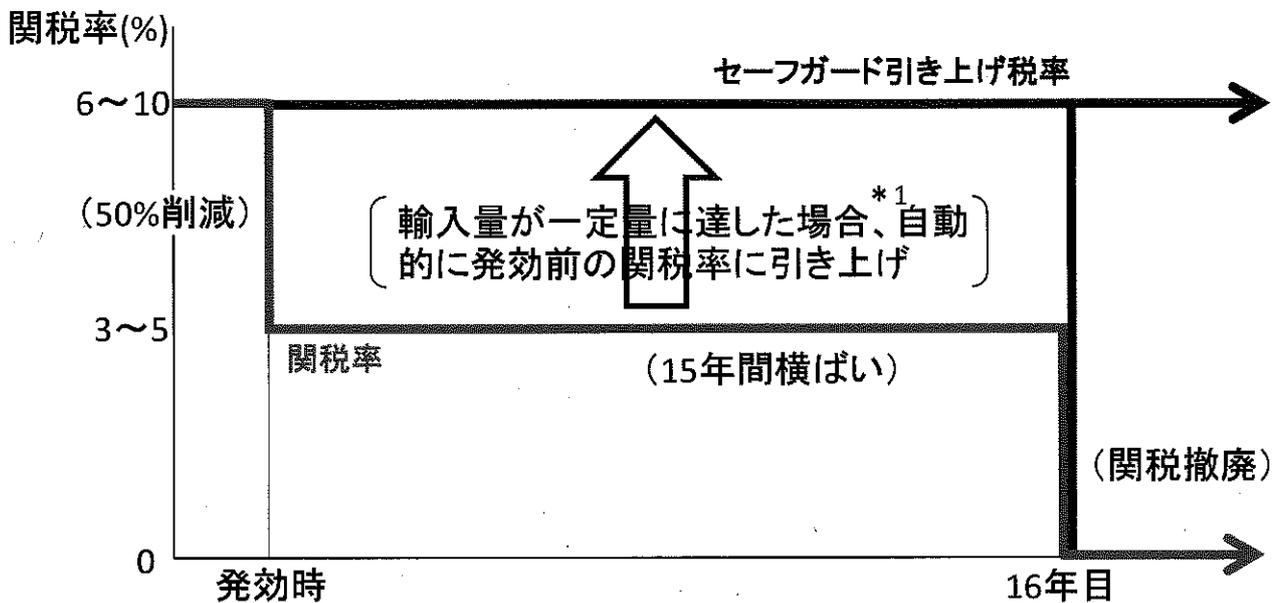
品目	現在の関税率	合意内容	国内生産量 (直近3ヶ年平均)	輸入量 (直近3ヶ年平均)	うちTPP参加国
キャンデー ホワイトチョコレート 砂糖菓子	25%	関税割当 枠内税率:25% → 0%(即時) 枠内数量:3,000t → 6,000t(11年目)	キャンデー 168,000トン *キヤラメル含む	12,011トン	総計:1,585トン マレーシア:1,043トン 米国:435トン
			ホワイトチョコレート *データなし	1,705トン	総計:332トン シンガポール:240トン 米国:44トン
チューインガム	24%	段階的撤廃:24%→0%(11年目)	砂糖菓子 *データなし	3,150トン	総計:1,389トン 米国:942トン マレーシア:207トン
ビスケット	スイートビスケット 20.4% ビスケット、クッキー及びク ラッカー(砂糖入り) 15%	スイートビスケット 段階的撤廃:20.4% → 0%(11年目) ビスケット、クッキー及びクラッカー(砂糖入り) 段階的撤廃:15% → 0%(6年目)	30,790トン *シュガーレス含む	201トン	総計:40トン カナダ:34トン
			240,167トン *無糖のものを含む	16,551トン	総計:5,718トン マレーシア:1,677トン ベトナム:1,423トン
パスタ	スパゲティ 30円/kg マカロニ 30円/kg その他パスタ 5.1~23.8%	スパゲティ 段階的削減:30円/kg → 12円/kg(9年目) マカロニ 段階的削減:30円/kg → 12円/kg(9年目) その他パスタ 段階的撤廃:5.1~23.8% → 0%(11年目)	スパゲティ:154,744トン	125,393トン	総計:18,453トン 米国:18,447トン 豪州:6トン
			マカロニ: 3,558トン	10,221トン	総計:3,234トン 米国:3,228トン 豪州:6トン
植物油脂	大豆油 10.9円/kg、13.2円/kg 菜種油 10.9円/kg、13.2円/kg こめ油 8.5円/kg、10.4円/kg	大豆油 段階的撤廃:10.9円/kg、13.2円/kg → 0円/kg(6年目) 菜種油 段階的撤廃:10.9円/kg、13.2円/kg → 0円/kg(6年目) こめ油 段階的撤廃:8.5円/kg、10.4円/kg → 0円/kg(11年目)	大豆油: 382,745トン	24,130トン	総計:5,072トン 米国:2,791トン マレーシア:1,556トン
			菜種油: 1,060,638トン	19,484トン	総計:17,489トン カナダ:10,747トン 豪州:6,323トン
食用加工油脂	マーガリン 29.8% ショートニング 12.8%	マーガリン 段階的撤廃:29.8% → 0%(6年目) ショートニング 段階的撤廃:12.8% → 0%(6年目)	こめ油: 63,989トン	19,936トン	総計:11,260トン ベトナム:11,249トン マレーシア:7トン
			マーガリン: 153,136トン ショートニング: 237,254トン	535トン	総計:531トン カナダ:266トン 米国:250トン
				1,516トン	総計:1,048トン マレーシア:1,048トン

林産物

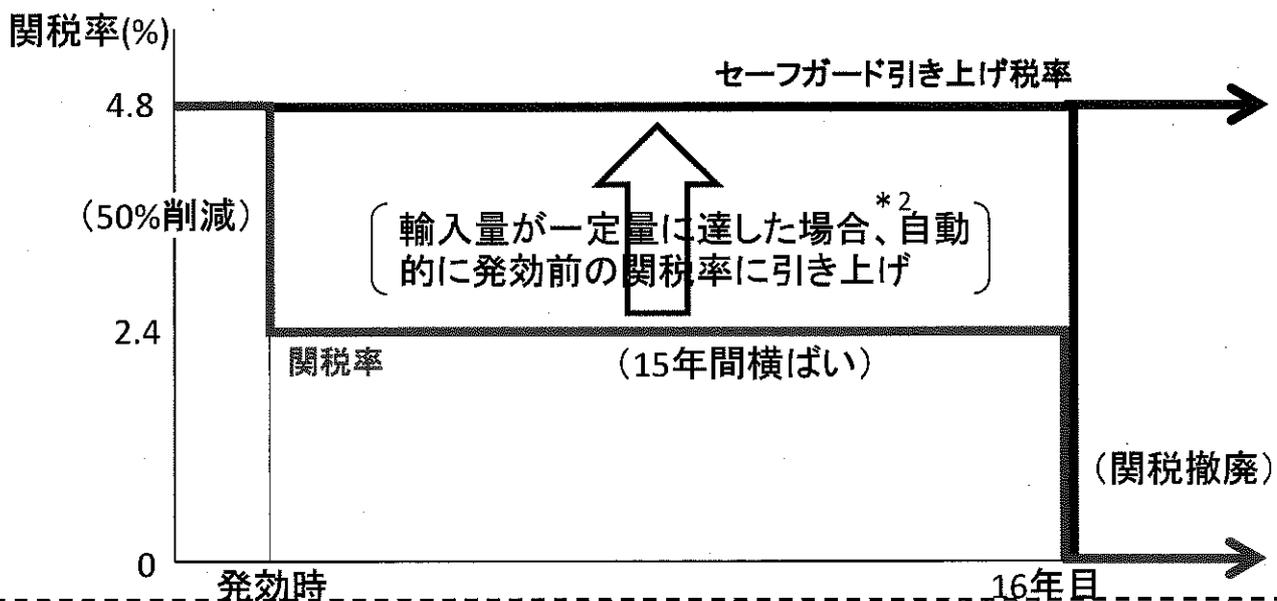
- 合板及び製材は、輸入額の多い国又は輸入額の伸びが著しい国に対し、16年目までの長期の関税撤廃期間とセーフガードを国別に設定。
- 非農産品である林産物にセーフガードを設定するのは、世界でも前例のない措置。
- 合板、製材の代替・競合品であるOSB(オリエンテッドストランドボード)もセーフガード付きで16年目までの段階的撤廃。

※ 薄く切削した長方形の木片を並べた層を、互いに繊維方向が直交するように重ねて高温圧縮した板製品

1. 合板(例:マレーシア)



2. 製材(SPF)(例:カナダ)



(注)上記1、2ともマレーシア及びカナダの主要品目については、関税撤廃後もセーフガードを維持可!

*1: マレーシアの熱帯産木材の合板の場合、発効時1,044千³m、毎年20.9千³m増、16年目以降毎年31.3千³m増

*2: カナダのSPF製材の場合、発効時1,573千³m、毎年31.5千³m増、16年目以降毎年31.5千³m増。

主な林産物の合意内容

(単位: m3, 千kg)

品目概要	単位	関税率	2011年～2013年の品目毎の3カ年平均輸入量										
			メレーシア	カナダ	NZ	チリ	ハトナム	米国	豪州	その他	TPP計	世界計	
熱帯木材合板(その他)(※1)	m3	6.0	-	-	-	-	7,616	41	-	-	59	777,837	1,351,237
広葉樹合板(※1)	m3	6.0	194	-	-	-	41,502	92	-	-	-	658,181	1,155,461
熱帯木材合板(14種)(※1)	m3	8.5～10.0	-	-	-	-	40	1	-	-	-	151,207	368,600
針葉樹合板(※1)	m3	6.0	223	-	-	-	7,401	2,565	-	2,837	-	86,981	154,145
OSB(※2)	m3	5.0～6.0	-	-	0	-	-	-	462	-	-	206,980	263,578
パーティクルボード(※2)	m3	6.0	13,035	-	61,442	-	-	113	24	1,380	-	76,174	84,693
SPF製材(※1)	m3	4.8	6	-	55,559	300,059	209	9,686	101	-	-	1,868,296	5,397,478
造作用LVL(※2)	m3	6.0	20,234	664	5,999	-	-	1,231	488	-	-	28,616	478,090
造作用集成材(※2)	m3	6.0	5,405	286	33	275	6,425	20	-	-	-	12,445	96,386
ブロックボード等	m3	6.0	28,203	-	-	-	80	-	-	-	-	28,282	103,751
フリース板	m3	2.9	9,267	53	38	1,566	19,733	23	15	-	-	30,696	320,764
さねはぎ加工	m3	5.0	6,664	13,813	258	443	1,133	64	36	11	-	22,423	91,723
MDF	千kg	2.6	119,373	7	208,176	4,731	213	100	8,913	-	-	341,514	377,599
その他建築用木製品	千kg	3.9	72	2,669	33,003	-	553	5,895	2	-	-	42,193	272,185
その他木製品	千kg	2.9	2,460	315	4	13	4,411	149	1,508	10	-	8,869	124,275

(凡例)

発効時50%削減、15年目まで横ばいで推移し、16年目で撤廃。セーフガード付き。
15年間均等引き下げ、16年目で撤廃。セーフガード付き。
発効時50%削減、10年目まで横ばいで推移し、11年目で撤廃。セーフガード付き。
10年間均等引き下げ、11年目で撤廃。
即時撤廃

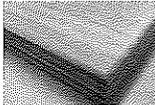
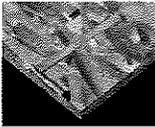
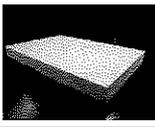
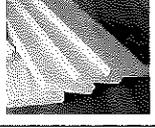
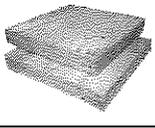
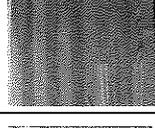
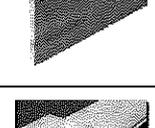
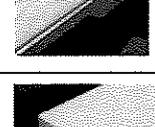
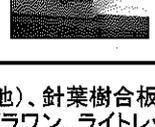
(備考)

- 熱帯木材合板(その他): ベトナム産の一部のラインについては、10年間均等引き下げ、11年目で撤廃。(6ライン)
- 針葉樹合板: ベトナム産の一部のラインについては、10年間均等引き下げ、11年目で撤廃。(3ライン)
- 造作用LVL: 針葉樹以外のものについては、即時撤廃。(2ライン)
- 造作用集成材: 針葉樹以外のものについては、即時撤廃。(2ライン)
- その他建築用木製品: CLTについては、8年間均等引き下げ、9年目で撤廃。(1品目)

(※1) 国会決議品目

(※2) 国会決議品目の主な競合品目

主な木材製品の概要

木材製品	イメージ	主な用途	国内との競合品
合板(※)		PB、OSB、MDF、ブ ロックボード、LVLと同じ	国産合板
OSB <small>(オリエンテッド・ストラット・ボード(Oriented Strand Board)。薄い木材の小片を何層にも重ねて作られたボードであり、住宅の屋根、壁、床の下地として使用される。構造用パネルとも呼ばれる。)</small>		住宅・大規模木造建築物 の屋根、壁及び床の下 地材	国産合板
パーティクルボード		家具用(組立家具、キャ ビネット等)、建築用(床 や壁などの下地材等)	国産合板
SPF製材 <small>(トウヒ属・マツ属・モミ属(Spruce、Pine、Fir)の製材。)</small>		住宅資材(ツーバイ フォー工法用枠組材)	国産製材
LVL <small>(ラミネートド・ベニア・ランバー(Laminated Veneer Lumber、単板積層材)。2～4mm程度の単板を数層から数十層、繊維方向を平行にして積層、密着したもの。)</small>		家具の芯材、間柱、梱包 用など	国産合板、 国産製材
造作用集成材		階段、壁面、カウンター、 床材など	国産集成材
ブロックボード		ドア、収納、扉など	国産合板
フリー板		階段、壁面、カウンター、 床材など	国産集成材
さねはぎ加工		床材、壁面など	国産製材
MDF <small>(ミディアム・デンシティ・ファイバーボード(Medium Density Fiberboard、中密度繊維板)。木質繊維を原料とするボードで、住宅の壁や家具、造作材)</small>		壁面、家具、造作材など	国産合板
その他建築用木工品(CLT) <small>(クロス・ラミネートド・ティンバー(Cross Laminated Timber、直交集成板)。ひき板を並べた層を、板の方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大判のパネル。)</small>		柱、梁、桁など、構造物の 耐力部材	国産CLT

※ 合板には、熱帯木材合板(14種)、熱帯木材合板(その他)、針葉樹合板、広葉樹合板の4種類がある。それぞれの定義は以下のとおり。熱帯木材合板(14種)は、ダークレッドラワン、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、マホガニー等の14種の熱帯木材を原料としたもの。熱帯木材合板(その他)は、熱帯木材合板(14種)を除く熱帯木材を原料としたもの。針葉樹合板は、針葉樹を原料としたもの。広葉樹合板は、熱帯木材を除く広葉樹を原料としたもの。

林産物のセーフガードの概要

対象国	対象品目	存続期間	発動数量	2013年 輸入実績
マレーシア	熱帯産木材合板	15年間(*)	1年目:1,044.0千m ³ →15年目:1,336.0千m ³ 年増加量 20.9千m ³ (1~15年目) 31.3千m ³ (16年目以降)	1,039千m ³
	広葉樹合板	15年間(*)	1年目:616.0千m ³ →15年目:788.2千m ³ 年増加量 12.3千m ³ (1~15年目) 18.5千m ³ (16年目以降)	520千m ³
カナダ	針葉樹合板	15年間(*)	1年目:7.0千m ³ →15年目:8.4千m ³ 年増加量 0.1千m ³ (1~15年目) 0.1千m ³ (16年目以降)	6.3千m ³
	SPF製材	15年間(*)	1年目:1,573.0千m ³ →15年目:2,014.0千m ³ 年増加量 31.5千m ³ (1~15年目) 31.5千m ³ (16年目以降)	1,573千m ³
	OSB、パーティクル ボード	15年間(*)	1年目:224.0千m ³ →15年目:287.0千m ³ 年増加量 4.5千m ³ (1~15年目) 4.5千m ³ (16年目以降)	224千m ³
ニュージーランド	パーティクルボード	10年間	1年目:65.0千m ³ →10年目:74.9千m ³ (年増加量1.1千m ³)	62千m ³
	針葉樹合板	15年間	1年目:60.0千m ³ →15年目:76.8千m ³ (年増加量1.2千m ³)	47.9千m ³
チリ	針葉樹合板	15年間	1年目:13.0千m ³ →15年目:27.0千m ³ (年増加量1.0千m ³)	2.9千m ³
ベトナム	広葉樹合板、針葉樹 合板、熱帯産木材合 板	15年間	1年目:180.0千m ³ →15年目:362.0千m ³ (年増加量13.0千m ³)	79千m ³

- 輸入量が発動水準に達した場合、自動的に発効前の関税率に引き上げ。
- 本措置は、輸入量が発動水準に達した月の翌々月から当該年度末までの間、発動される。

* 16年目以降もセーフガードを維持可

水産物

- 特にセンシティブティの高い海藻類(のり、こんぶ等)は、関税削減によって関税を維持。
- 関税撤廃は、重要品目のあじ、さばは16年目の長期で対応、その他の品目はセンシティブティを考慮し11年目から即時までで対応。

◆関税削減(即時、15%削減)

干しのり 1.5円/1枚 → 1.28円/1枚
こんぶ、のり、のり・こんぶ調製品、わかめ、ひじき
10.5%~40% → 8.9%~34%

◆16年目撤廃

あじ、さば
7~10% → 無税(16年目)
(※)米国のみ12年目に撤廃(ただし、8年間現行税率を維持し、その後、3年間かけて段階的に撤廃)

◆11年目撤廃

めばち、みなみまぐろ、太平洋くろまぐろ、ます、ぎんざけ、大西洋さけ、ぶり、するめいか 等
3.5%~15% → 無税(11年目)

◆6年目撤廃

まいわし、あかいか 等
3.5%~10% → 無税(6年目)

◆即時撤廃

かつお、べにざけ、すけとうだら(すり身・卵)、まだら、ひらめ・かれい 等
3.5%~6% → 無税(発効時)

主な水産品の合意内容

品目	現行関税率	関税率削減・関税撤廃期間	主要製品形態
のり	1.5円/枚、 40%	即時に15%削減(1.28円、 34%)	干し
こんぶ	15%	即時に15%削減(12.7%)	干し・生鮮・冷凍
のり・こんぶ調製品	25～28%	即時に15%削減(21.2～ 23.8%)	加工品
わかめ	10.5%	即時に15%削減(8.9%)	干し・生鮮・冷凍
ひじき	10.5%	即時に15%削減(8.9%)	干し・生鮮・冷凍
あじ	10%	段階的に16年目(米国は12年 目)に無税【注】	生鮮・冷凍
さば	生鮮:10% 冷凍:7%	段階的に16年目(米国は12年 目)に無税【注】	生鮮・冷凍
さんま	10%	生鮮:段階的に16年目(米国は12年 目)に無税【注】 冷凍:段階的に11年目に無税	冷凍
ぶり	10%	活魚:段階的に16年目(米国は12年 目)に無税【注】 冷凍:段階的に11年目に無税	活魚・冷凍
するめいか	5%	段階的に11年目に無税	冷凍
あかいか、やりいか	生鮮:5% 冷凍:3.5%	生鮮:段階的に11年目に無税 冷凍:段階的に6年目に無税	冷凍
まいわし	10%	生鮮:段階的に11年目に無税 冷凍:段階的に6年目に無税	冷凍
かたくちいわし	10%	生鮮:段階的に16年目(米国は12年 目)に無税【注】 冷凍:段階的に11年目に無税	冷凍
ほたてがい	10%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
太平洋くろまぐろ	3.5%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
大西洋くろまぐろ	3.5%	生鮮:段階的に6年目に無税 冷凍(フィレ含む):段階的に11年目に 無税	生鮮・冷凍
みなみまぐろ	3.5%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
めばちまぐろ	3.5%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
きはだまぐろ	3.5%	即時無税	生鮮・冷凍
びんながまぐろ	3.5%	生鮮:段階的に11年目に無税 冷凍:段階的に6年目に無税	生鮮・冷凍

品目	現行関税率	関税率削減・関税撤廃期間	主要製品形態
かつお	3.5%	即時無税	生鮮・冷凍
ぎんざけ	3.5%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
大西洋さけ	3.5%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
ます	3.5%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
べにざけ	3.5%	生鮮:段階的に6年目に無税 冷凍:即時無税	生鮮・冷凍
太平洋さけ(しろざけ、ますのすけ等)	3.5%	段階的に6年目に無税	生鮮・冷凍
まだら	生鮮:10% 冷凍:6%	生鮮:段階的に11年目に無税 冷凍:即時無税	冷凍
すけとうだら	6%	段階的に6年目に無税	冷凍
すけとうだらのすり身	4.2%	即時無税	冷凍
たら類の卵	4.2%	即時無税	冷凍
にしん	6%	即時無税	冷凍
にしんの卵	冷凍:4% 塩蔵:8.4%	即時無税	冷凍・塩蔵
ひらめ・かれい	3.5%	即時無税	生鮮・冷凍
かに(ずわいがに・たらばがに等)	4%	即時無税	生鮮・冷凍
えび	1~2%	即時無税	生鮮・冷凍
えび調製品	4.8~5.3%	即時無税	加工品
まぐろ缶詰	9.6%	即時無税	加工品
うなぎ調製品(蒲焼)	9.6%	段階的に11年目に無税	加工品

【注】あじ、さば、生鮮さんま、活ぶりについては、米国は12年目に無税(ただし、8年間現行税率を維持し、その後3年間かけて段階的に撤廃)、他国は16年目に無税(初年度から削減開始)。

TPP協定 物品市場アクセス章の概要 (農林水産物貿易に関連する主な規定)

(1) 農業輸出補助金・輸出信用

締約国によるTPP域内向けの輸出補助金を禁止(WTOでは上限の約束があるのみ)。輸出信用に関する規律作成に向けてWTOにおいて協力することを規定。

(2) 輸出税

締約国によるTPP域内向けの輸出税を禁止・撤廃。(WTOでは規律なし)

(3) 輸出制限

締約国がTPP域内向けの食料の輸出を禁止・制限する場合は、事前に相手国に通報し、要請に応じて協議を実施しなければならないと規定。輸出国に課されるWTOにはない規定として、①実施30日前までに通報すること、②輸出制限措置を導入する必要性について情報提供すること、③締約国からの質問に対して14日以内に書面で回答すること、④輸出制限措置は原則6カ月間とし、対象品目の純輸入国との協議なしに12カ月を超えて維持できないことを規定。

(4) 関税割当運用

TPP協定の下で設定された関税割当の運用について、割当数量の公表、未使用枠の返納・再配分、譲許表に定めた条件に追加して条件を課すことの禁止等を規定。

(5) 農業特別セーフガード(SSG)

TPP協定上の原産品として輸入される農産品は、WTOの農業SSGの適用対象外とすることを規定。(注：TPP域内からの輸入であっても、輸入者がTPP協定ではなく、MFN税率で輸入するものはSSGの対象。)

(6) 遺伝子組換え作物の貿易

遺伝子組換え作物について、承認に際しての透明性の向上(申請に必要な書類、危険性・安全性評価の概要の公表)、未承認の遺伝子組換え作物の微量混入事案についての情報の共有(開発企業からの情報提供の促進等)、情報交換のための作業部会の設置等を規定。(いずれの規定も各国の法令及び政策の範囲内での対応を求めるもの。)

米の国別枠におけるSBS方式の運用について

米の国別枠における売買同時契約方式(SBS)の運用方法に関し、円滑な入札手続きを行うため、透明性向上の観点から、以下の技術的な変更を行う予定。

1. 入札スケジュール
年6回、毎年5月から2カ月毎に実施 等
2. 入札参加資格の設定
外国法人でも日本で登記されれば参加可能 等
3. 政府予定価格の設定
政府予定価格を短粒種・中粒種・長粒種毎等に設定 等
4. 最低マークアップの運用
年度内において安定的に運用 等
5. 碎米割合の設定
碎米割合を7%以下に設定 等
6. 最低入札単位の設定
最低入札単位を17トンに設定 等
7. 入札結果の公表
落札した政府買入価格の最高値・最低値を公表 等
8. 再入札の実施
予定数量に満たなかった場合、翌日に再入札を実施 等
9. 船積・引渡期限の設定
船積期限を11ヶ月、引渡期限を12ヶ月に延長 等
10. レビューの実施
毎年度最初の3回の入札で消化率が90%を下回る場合、以降は残りの碎数量全量を入札に付す
3年度中2年度で数量が消化されなかった場合に最低マークアップを一時的に15%引下げ 等

(注)内容が確定した時点で、改めて公表予定。

ホエイ(たんぱく質含有量25%以上45%未満)の数量セーフガードの運用について

ホエイ(たんぱく質含有量25%以上45%未満)の数量セーフガードについては、①脱脂粉乳が国内で不足している場合や、②脱脂粉乳の国内需要について明らかかな減少がない場合、数量セーフガードを適用しないこととなっているが、日米間において、それぞれの場合を以下の通り定める予定。

① 脱脂粉乳が国内で不足している場合

国家貿易による脱脂粉乳の追加輸入(WTO等国际約束に基づくもの以外の国家貿易による輸入)を行う場合、当該年度は、国内において脱脂粉乳が不足している状態とみなす。

② 脱脂粉乳の国内需要について明らかかな減少がない場合

国産脱脂粉乳の生産、在庫、卸売価格の動向及び自然災害や異常気象等を踏まえ、脱脂粉乳の国内需要について、明らかかな減少がないかどうか総合的に判断する。

丸太輸出管理制度の運用について

TPP 協定の署名に際し、日加両国政府は林製品の貿易に係る交渉について以下のとおり合意

1 委員会の創設

林製品に関する二国間林業委員会を創設

2 同委員会の活動時期及び活動内容

- ① TPP 協定の発効から 5 年を経過した年に、日本政府が措置するセーフガードの必要性について点検。5 年目以降も常設の議題とする。
- ② カナダ連邦政府が 3 により措置する対日丸太輸出申請の自動的な許可について点検。問題が生じた場合には、同委員会で解決を図る。

3 丸太輸出規制の改善

カナダ政府は、関係法令に規定する手続きに則った対日丸太輸出申請は、これを許可する。

(注：これにより丸太調達の適切な競合が図られて加国内の丸太価格が上昇し、我が国に輸出される製材品等の価格の適正化が図られることが期待される)

TPPにおける 農林水産物関税の最終結果

農林水産省

TPP交渉参加各国の関税撤廃率

国	日本	米国	カナダ	豪州	NZ	シンガポール
品目数ベース	95%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	95%	100%	100%	100%	100%	100%

国	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
品目数ベース	99%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	99%	100%	100%	100%	100%	100%

(注)シンガポール及びブルネイについては、全ての品目について関税撤廃。

日本以外の国の関税撤廃等の状況(対日、農林水産品※1):HS2012

	GDP※2 (十億ドル)	ライン数	即時撤廃※3	2～11年目まで※4 撤廃	12年目以降 撤廃	TRQ-削減等
米国	16,663	2288	58.7%	35.3%	5.2%	0.8%
カナダ	1,839	1752	87.4%	7.1%	0.0%	5.4%
豪州	1,497	1125	99.6%	0.4%	0.0%	0.0%
メキシコ	1,262	1564	71.7%	20.1%	4.9%	3.4%
マレーシア	323	3030	96.3%	1.3%	2.1%	0.4%
シンガポール	302	1744	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
チリ	277	2107	95.5%	2.6%	0.0%	1.9%
ペルー	202	1328	83.9%	10.8%	1.9%	3.5%
NZ	185	1500	98.1%	1.9%	0.0%	0.0%
ベトナム	171	1744	46.3%	49.4%	3.6%	0.7%
ブルネイ	18	1744	98.8%	1.2%	0.0%	0.0%
11カ国平均	-	-	85.1%	11.8%	1.6%	1.5%
(参考)日本	4,920	2594	52.9%	25.7%	3.7%	17.7%

※1:日本以外の国の農林水産品については、国際的な品目分類(HS2012)において1～24、44及び46類に分類される農林水産物であって、農林水産省所管品目とは一致しない(日本のライン数には含まれていない財務省所管の酒・たばこ類が含まれる)。

※2:2013年(出典:IMF)

※3:即時撤廃には既に無税の物品を含む。

※4:我が国の既存EPAの自由化率は11年目までに撤廃されるライン数の割合とされているため、11年目までで区分。

(参考)TPPにおいて関税を残すライン(全品目、農林水産物):HS2012

	総ライン数	関税を残すライン	備考
全品目	9,321	459	
うち農林水産物	2,594	459	
うち関税撤廃したことがないもの	901	455	
うち重要5品目	(594)	(424)	
うち重要5品目以外	(307)	(31)	雑豆、こんにやく、しいたけ、海藻等
うち関税撤廃したことがあるもの	1,693	4	ひじき・わかめ

日本の輸出関心農林水産品目に関する大筋合意の概要

■ 日本の農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで関税撤廃を獲得

- 米国向け牛肉については、現行の米国向け輸出実績の20～40倍に相当する数量の無税枠を獲得
 - 米国(現行関税割当:日本向け枠200トン、枠内税率4.4セント/kg(1～2%に相当、枠外税率26.4%):
 - ・15年目に枠外税率撤廃
 - ・日本向け無税枠3,000トン(当初)→6,250トン(14年目)(2014年の実績160トン)
 - カナダ(現行26.5%):6年目に撤廃
 - メキシコ(現行20～25%):10年目に撤廃
- 近年、輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、ブリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚、冷凍魚について、即時の関税撤廃を獲得
 - ベトナム(現行18%):即時撤廃